

島本町都市計画マスタープラン

（都市計画に関する基本的な方針）

平成 24 年 6 月
島 本 町

はじめに

本町は町域の約7割を山岳丘陵地が占め、淀川に面した南側の平坦地に市街地を構成しています。また、古くから交通の要衝として栄え、大阪と京都の中間で交通の便がよく、緑や水が豊かで、歴史と文化薫る生活環境から、ベッドタウンとして発展してきました。

このような中で、平成11年に島本町都市計画マスタープランを策定し、これまで水無瀬川緑地公園の整備や、点在していた町営住宅の集約建替え、またJR島本駅の整備などを実施してまいりました。

計画策定から10数年が経過し、その間に少子高齢化の進展や、地球環境問題の深刻化、地方自治体を取り巻く財政状況の悪化、安全・安心な社会への関心の高まりなど社会情勢は大きく変化しております。これらの状況を踏まえ、本町におきましても、新たな都市づくりの方針を定める必要があることから、この度、本マスタープランの見直しを行いました。

今後は、本マスタープランに基づき、住民の皆様方のより一層のご理解とご協力のもと、「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」をめざし、すべての住民の皆様が将来に夢や希望、生きがいを持つことができ、住み続けたいと思える「ふるさと島本」の実現に努めてまいりたいと考えています。

最後になりましたが、本マスタープランの改訂にあたりまして、ご尽力をいただきました都市計画審議会委員ならびに各関係機関の皆様、そしてパブリックコメントなどを通じて数多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました住民の皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成24年6月

島本町長 川口 裕

目 次

序章 基本的事項

1 都市計画マスタープランの改訂の背景	1
2 都市計画マスタープランの役割と位置づけ	1
3 都市計画マスタープランの目標年次	2

第1章 全体構想

1 島本町の特性と課題	3
1-1 島本町の現況と特性	3
1-2 都市計画における主要課題	18
2 めざすべき都市像	20
2-1 都市像	20
2-2 まちづくりの目標	21
2-3 将来のフレーム	23
2-4 将来の都市構造	24
3 都市づくりの基本方針	27
3-1 土地利用の方針	28
3-2 基盤施設の整備の方針	31
3-3 水と緑のまちづくりの方針	36
3-4 景観形成の方針	39
3-5 市街地整備の方針	42
3-6 都市防災の方針	44

第2章 地域別構想

1 地域の区分	47
2 地域別構想	48
1 江川・高浜地域	48
2 青葉・水無瀬・広瀬・山崎地域	52
3 桜井・百山・東大寺・山崎・若山台・尺代地域	56
4 大沢地域	60

参考資料

島本町都市計画審議会委員名簿・改訂作業経過	63
島本町都市計画審議会への諮問	64
島本町都市計画審議会からの答申	65
用語解説	66

序章 基本的事項

1 都市計画マスタープランの改訂の背景

本町は、島本町総合計画の将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現をめざし、まちづくりの基本的な方針を示すため、平成 11 年 5 月に平成 30 年度を目標年次とする「島本町都市計画マスタープラン」を策定しました。

しかし近年、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地球環境問題の深刻化、地方自治体の財政状況の悪化、住民の価値観やニーズの多様化など、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。都市計画についても、地方分権に沿った都市計画法の改正、都市計画区域※の整備、開発及び保全の方針※（大阪府都市計画区域マスタープラン）の改訂、さらに新たな都市政策の方向として集約型都市※の展望が示されるなど、これまでの量的拡大から質的向上へと都市づくりを転換する必要性が高まっています。また、その進め方についても、住民の参画や多様な主体の連携と協働の重要性が高まっています。

こうした社会経済状況の変化並びに法令や上位計画の見直し、さらに第四次島本町総合計画の策定などを踏まえ、本町の地域特性や実情に的確に対応した都市計画マスタープランとするために改訂するものです。

2 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

（1）計画の役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が住民の意見を反映して、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針などを総合的に定めるものです。

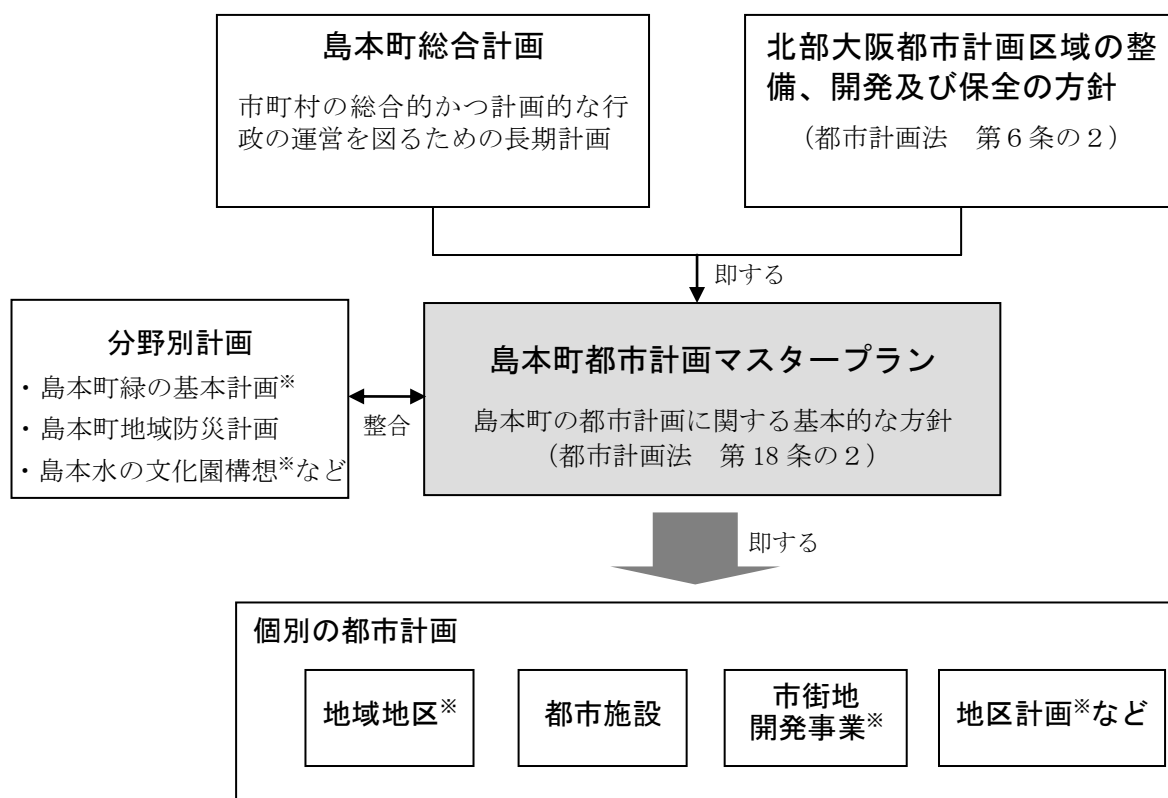
都市計画マスタープランは、以下のような役割を担います。

- ① 都市の将来像を明示します。
- ② 都市計画に対して住民の理解を得ることや具体的な都市計画を定める際の合意形成の根拠となります。
- ③ 町が定める都市計画の方針となり、都市計画の総合性・一体性を確保します。
- ④ 個々の土地利用規制や各種事業の決定、変更の指針となります。

(2) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、「島本町総合計画」と、大阪府が定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めます。

■都市計画マスタープランの位置づけ



3 都市計画マスタープランの目標年次

本計画は20年後の都市の姿を展望しながら、今後10年間で取り組む都市計画の方針を示したものであり、計画自体の目標は10年後の平成33年です。

なお、島本町総合計画、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などとの整合を図るとともに、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

第 1 章 全体構想

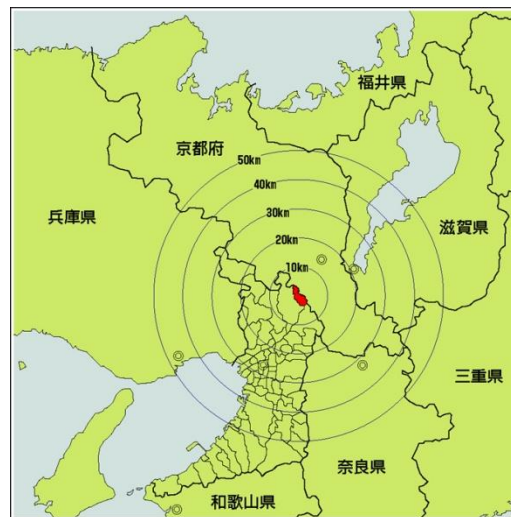
1 島本町の特性と課題

1-1 島本町の現況と特性

(1) 位置

本町は、大阪府の北東部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市及び京都府八幡市と相對し、南及び西は高槻市と、北は京都府京都市・長岡京市・大山崎町に隣接しています。

町域は 16.78 km²の面積を有し、東西約 3.3 km、南北約 8.9 kmと細長い形状で、北・中部に山岳丘陵地が広がり、南部の平坦地に市街地を形成しています。南東部では木津川、宇治川、桂川の三川が合流して淀川となり、その右岸側に位置しています。



(2) 自然

標高は、最低点が淀川で8.5m、最高点が北部の釈迦岳で631.4m、高低差は約623mあります。地形は、北部が標高400m～600mの山地、中部が標高100m～250mの丘陵地で、町域の約7割を山岳丘陵地が占めており、淀川に面した南部は平坦地となっています。また、丘陵地から山地にかけては、天王山断層など2つの活断層の存在が明らかになっています。

気候は、瀬戸内海気候区の東端にあたるため温暖な気候帯にあたり、6月の梅雨期と9月の台風期に降水量が多く、冬期には降水量が少なくなります。

山間部の植生を見ると、本町は照葉樹林帯に属します。その代表的な自然植生であるシイ・カシなどの常緑広葉樹は減少しており、尺代や若山神社付近などにわずかに残っています。山地一帯では二次林のクスギ・コナラ林が多く、人工林では山麓から山腹にかけて竹林が多く見られるほか、大沢・尺代地区周辺ではスギ・ヒノキが広く分布して

います。山間部の樹木では、大阪府の指定天然記念物となっている「大沢のすぎ」、「尺代のやまもも」、「若山神社のツブラジイ林」があります。

淀川水系の一級河川である水無瀬川は、本町を代表する河川であり、町域北部の釈迦岳付近に源流を発し、山間部を経て市街地を流れ、淀川に注いでいます。水無瀬川周辺は、住民のやすらぎと憩いの場として親しまれており、ふるさとのシンボルとしてのホタルなど、動植物や水生生物も見られます。

本町の地下水特性として、大阪府内で唯一、環境庁（現環境省）認定の「名水百選」に選ばれた「離宮の水」があります。この地下水は水無瀬川の伏流水で、本町の上水道水源や工業用水として広く利用されています。

（３）島本町のあゆみ

本町は、古くから水路（淀川）、陸路（旧西国街道）による交通の要衝として栄え、日本の歴史に大きな足跡を残してきました。

明治 22 年の市制町村制の施行に伴い、7 カ村（大沢村、尺代村、山崎村、東大寺村、広瀬村、桜井村及び高浜村）が合併し、島本村（人口 2,621 人）が誕生しました。大正末期にはウィスキー蒸溜所や紡績工場が建設され、鉄道沿線にある立地などから、大阪近郊の工業地として発展し、昭和 15 年に町制（人口 6,056 人）を施行しました。

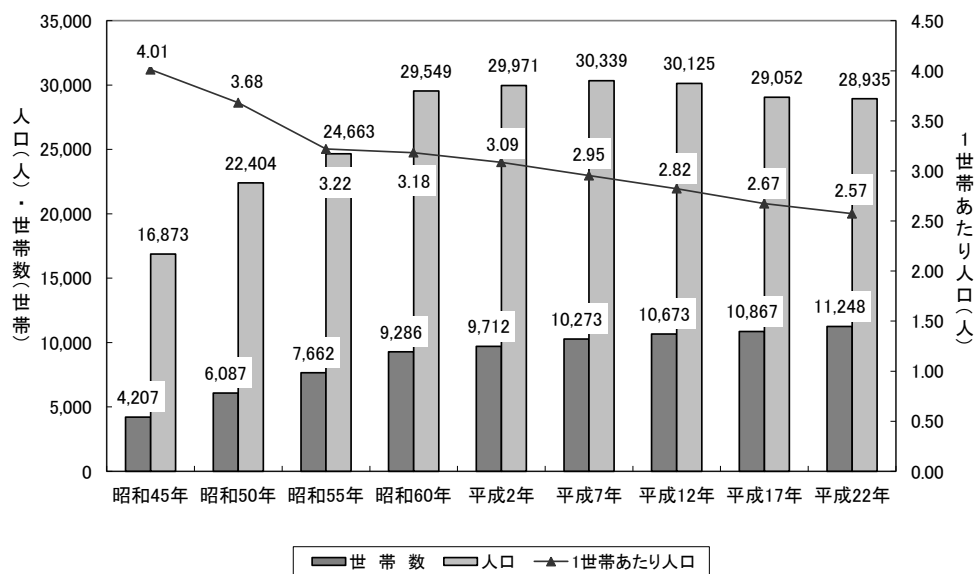
戦後、都市圏の拡大に伴い企業立地や住宅開発が進み、高度経済成長期には人口が急速に増加しました。その間、都市基盤の整備に追われ、昭和 50 年代には町財政は深刻な危機的状況に直面しました。しかし、昭和 60 年代には、急速な都市化の波は沈静化し、平成に入ってから、人口はほぼ横ばいで推移しました。

平成 20 年 3 月に J R 島本駅が開業し、平成 22 年度に高浜地区に大規模マンションが建設されるなど本町を取り巻く状況は大きく変わり、平成 23 年 2 月には総人口が約 8 年ぶりに 3 万人を超えました。今後、自然環境と調和した良好な郊外住宅地としてさらに発展していくことが期待されます。

(4) 人口、世帯数

人口は、平成7年まで継続的に増加していますが、平成12年から減少に転じており、平成22年現在で28,935人（国勢調査人口）となっています。

一方、世帯数は、継続的に増加しており、平成22年現在で11,248世帯となっていますが、1世帯あたりの人口は継続的に減少しており、平成22年現在で2.57人となっています。



出典：国勢調査

図 人口・世帯数・1世帯あたり人口の推移

（５）産業別就業者数

総就業者数は、平成12年から人口と同様に減少に転じており、平成22年現在で13,157人となっています。

第1次産業就業者は、ほぼ横ばいで推移しており、平成22年現在で78人と総就業者の約1%となっています。

第2次産業就業者は、平成7年から減少傾向にあり、平成22年現在で3,041人と総就業者の約23%となっています。

第3次産業就業者は、平成2年から平成17年まで増加傾向にあり、平成22年は平成17年から少し減少しているものの、9,587人と総就業者の約73%を占めています。

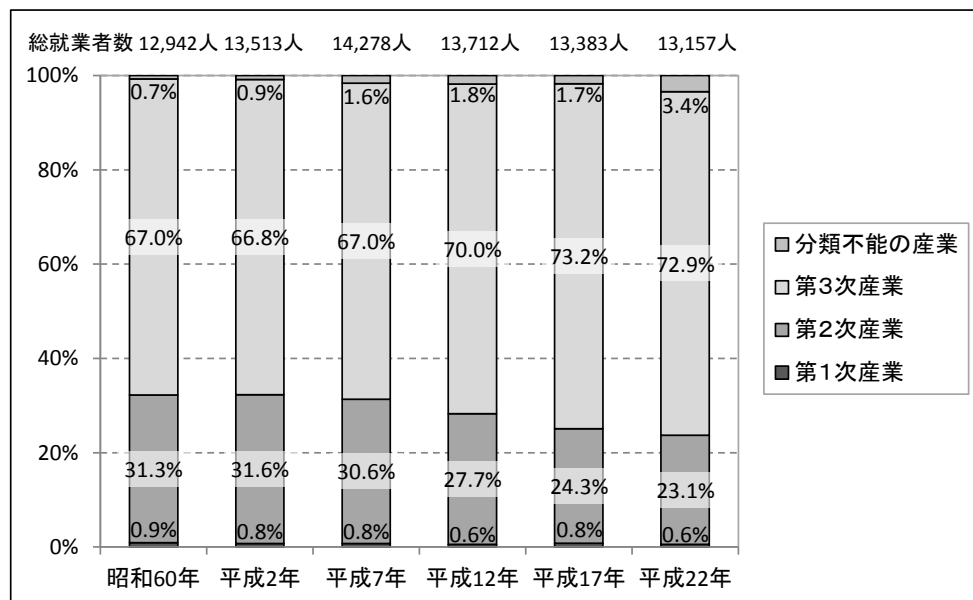
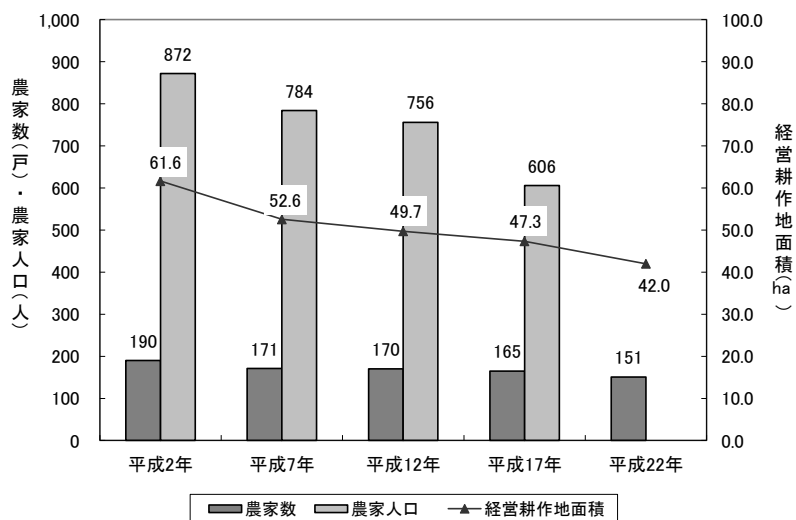


図 産業別就業者数の推移

出典：国勢調査

(6) 農業

農家数、農家人口、経営耕作地面積の全項目が減少傾向にあり、平成2年から平成22年までの20年間で農家数は約21%、経営耕作地面積は約32%減少しています。



注) 平成22年の農家人口は調査されていない。

出典：農林業センサス

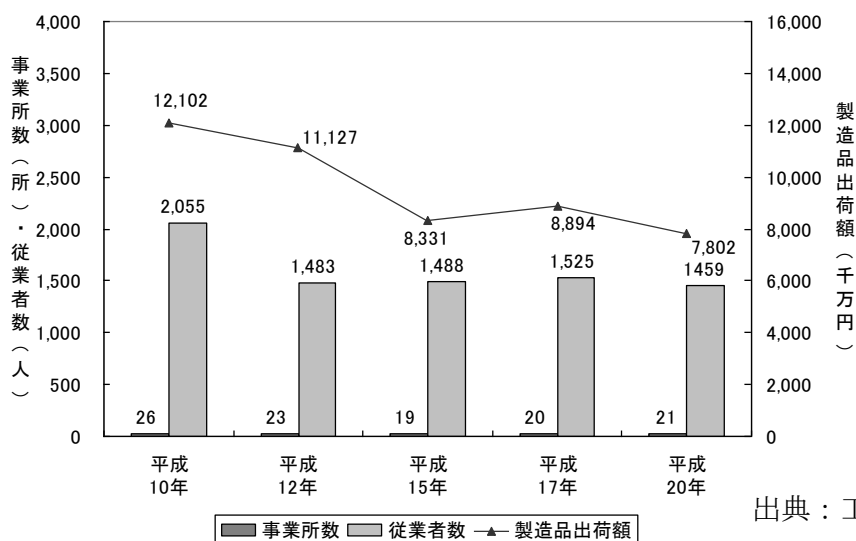
図 農家数・農家人口・経営耕作地面積の推移

(7) 工業

事業所数は、平成15年に19事業所と20事業所を切りましたが、平成20年には21事業所に増加しています。

従業者数は、平成12年以降1,500人程度で推移しており、平成20年には1,459人になっています。

製造品出荷額は、平成10年に約1,210億円ありましたが、それ以降は減少傾向にあり平成20年には約780億円に減少しています。



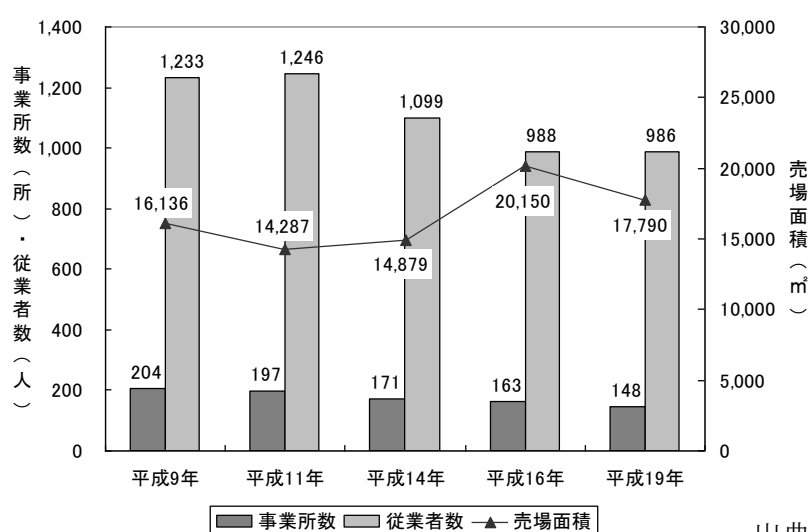
出典：工業統計調査

図 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

(8) 商業

平成9年から平成19年までの10年間で、事業所数は約27%、従業者数は約20%減少しています。一方、売場面積は、平成9年から平成19年までの10年間で約10%増加しています。

年間商品販売額は、平成9年以降継続的に減少しており、平成9年から平成19年までの10年間で約22%減少しています。また、人口1人あたりの年間商品販売額は、平成9年から平成19年までの10年間で約19%減少しています。



出典：商業統計調査

図 事業所数・従業者数・売場面積の推移（小売業のみ）

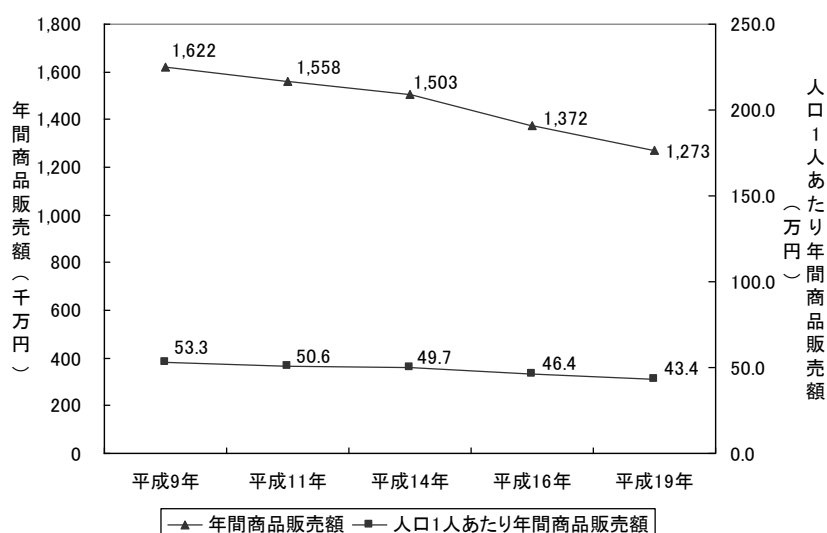


図 年間商品販売額、人口1人あたり年間商品販売額の推移（小売業のみ）

注）人口は、10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録の人口を用いている。 出典：商業統計調査

(9) 土地利用

山林の占める割合が 60.9%と最も多くなっており、次いで宅地が 11.5%、原野（ゴルフ場を含む）が 10.6%となっています。

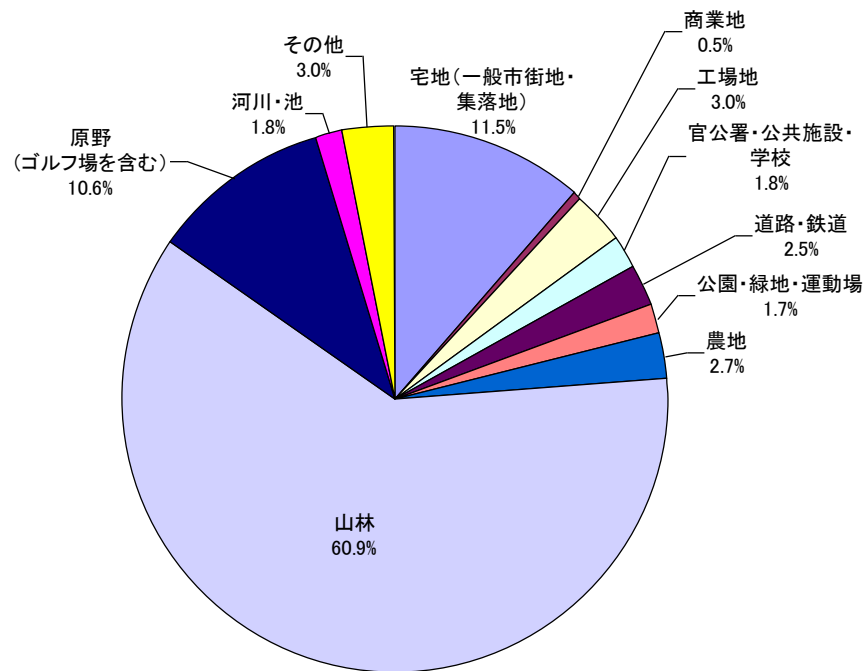


図 土地利用現況

出典：平成 18 年度都市計画基礎調査

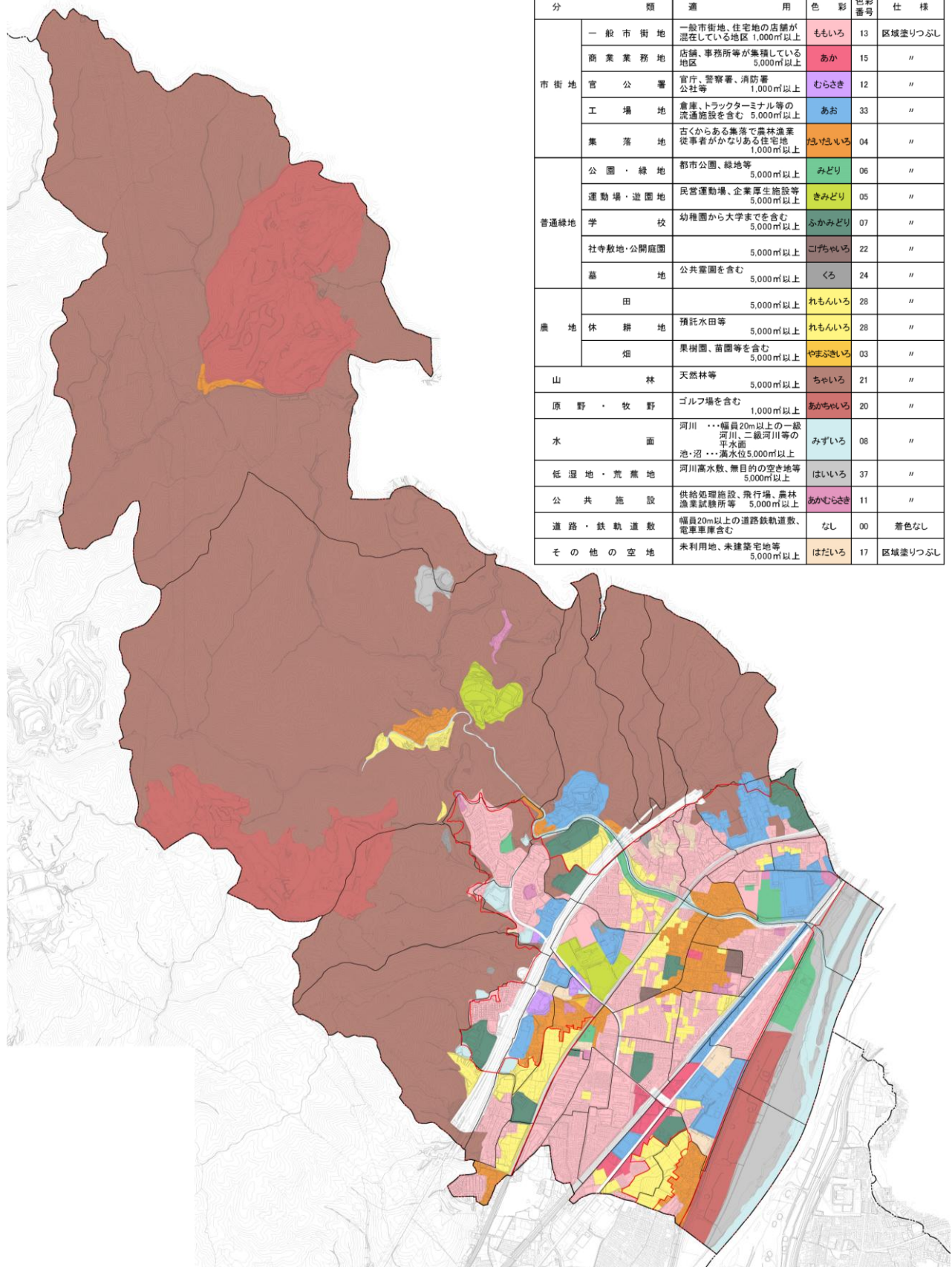


図 土地利用現況図

出典：平成 18 年度都市計画基礎調査

(10) 交通体系

鉄道は、阪急京都線、J R 東海道新幹線、J R 東海道本線が通っており、町内には阪急水無瀬駅と J R 島本駅があります。

バスは、阪急バスが阪急水無瀬駅、J R 島本駅、若山台センター、新山崎橋（大山崎町）を連絡しており、3 系統の運行が行われています。

鉄道の乗車人員数は、平成 19 年度の J R 島本駅開業に伴う急増を除き、増加基調にあり、平成 22 年度現在 16,561 人／日となっています。

表 駅の 1 日あたり乗車人数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
阪急水無瀬駅	8,053	8,281	6,251	5,767	5,617
JR山崎駅	6,928	6,869	5,805	5,597	5,658
JR島本駅	—	4,546	4,083	4,826	5,286
合計	14,981	19,696	16,139	16,190	16,561

出典：平成 22 年度島本町統計書

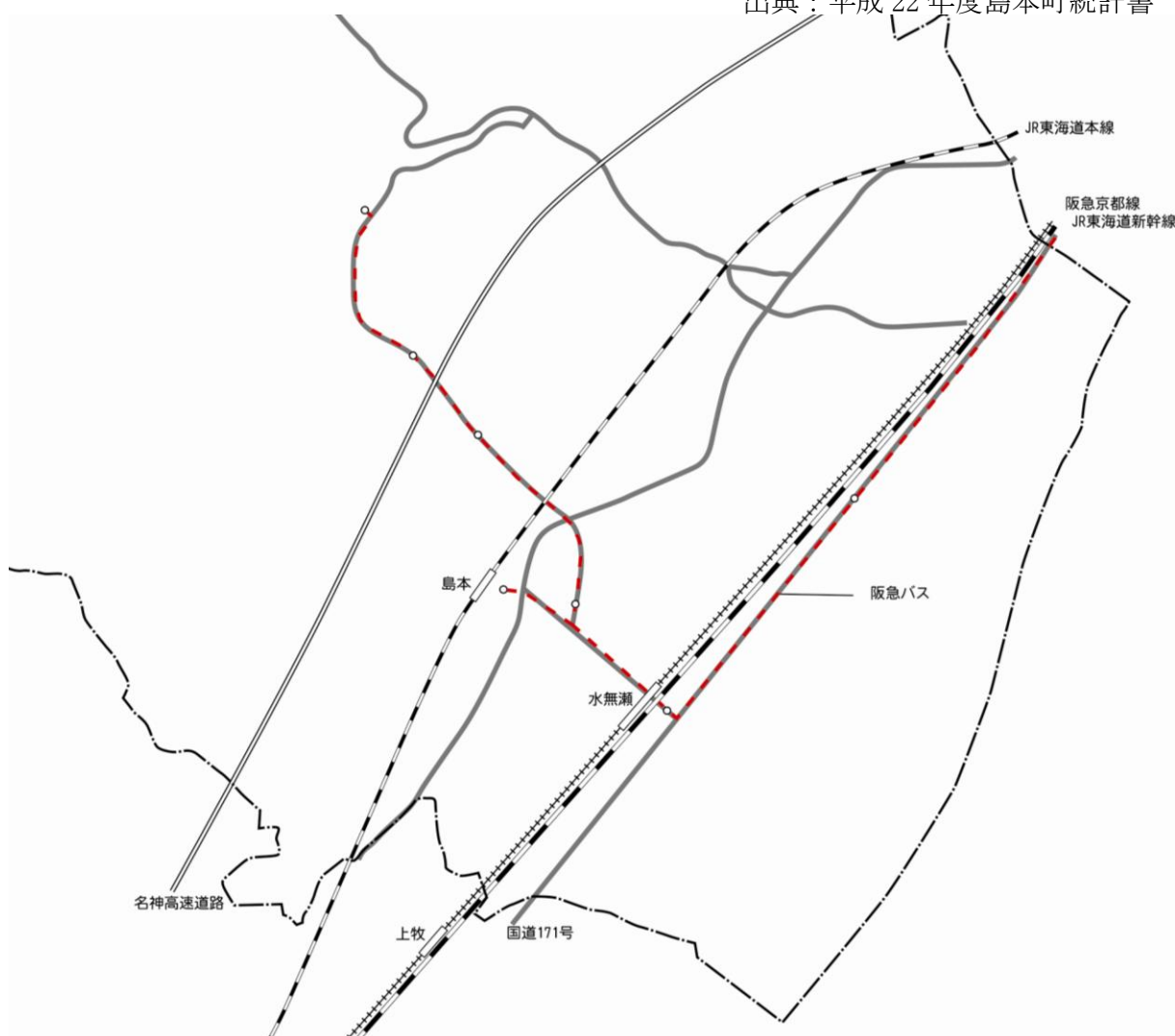


図 鉄道・バス路線図

(11) 土地利用規制の状況

本町は、町全域が都市計画区域となっており、平坦部の大部分が市街化区域※に指定されています。用途地域※の面積では、第一種中高層住居専用地域が最も多く、次いで準工業地域となっています。

表 都市計画区域、用途地域の現状

	面積 (ha)	構成比 (%)
総面積	1,678	—
都市計画区域	1,678	100
市街化区域	337	20.1
市街化調整区域※	1,341	79.9
用途地域	342.5	100
第一種低層住居専用地域	30	8.8
第一種中高層住居専用地域	103	30.1
第二種中高層住居専用地域	68	19.9
第一種住居地域	30	8.8
第二種住居地域	32	9.3
近隣商業地域	8.5	2.5
準工業地域	71	20.7

注) 第一種低層住居専用地域には、市街化調整区域を含む。
都市計画の手続き上、地域面積が10ha未満のものについては、
小数点以下第一位まで記載するため、各地域の面積と合計の面積が異なる。

出典：平成22年度島本町事務事業成果報告書

表 その他規制状況

	面積 (ha)
近郊緑地保全区域※	938
砂防指定地※	883

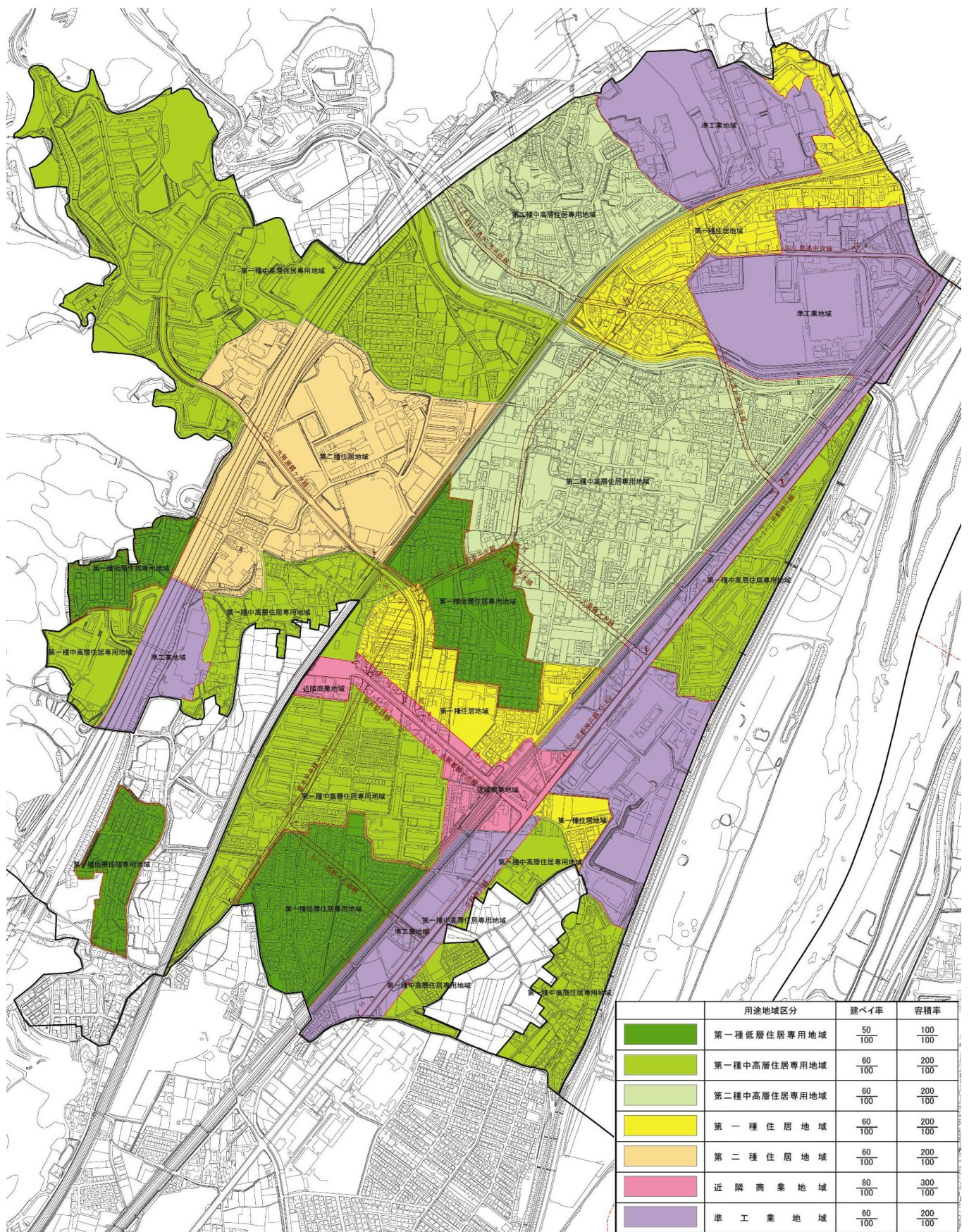


図 用途地域図

(12) 都市計画道路の状況

都市計画道路*は、京都神戸線、水無瀬鶴ヶ池線、桜井駅跡線の事業が完了していますが、他の道路については、未着手となっています。

表 都市計画道路の整備状況

路線名	幅員(m)	計画 延長(m)	事業済 延長(m)	未事業 延長(m)	整備率(%)
京都神戸線	16	2,340	2,340	0	100
水無瀬鶴ヶ池線	12～24	1,680	1,680	0	100
島本中央線	9～12	2,460	0	2,460	0
西野々小田線	12	450	0	450	0
天葉藤之木線	12	440	0	440	0
清水木半坂線	12	1,250	0	1,250	0
桜井駅跡線	16	150	150	0	100
合計	—	8,770	4,170	4,600	48

出典：平成 22 年度島本町事務事業成果報告書

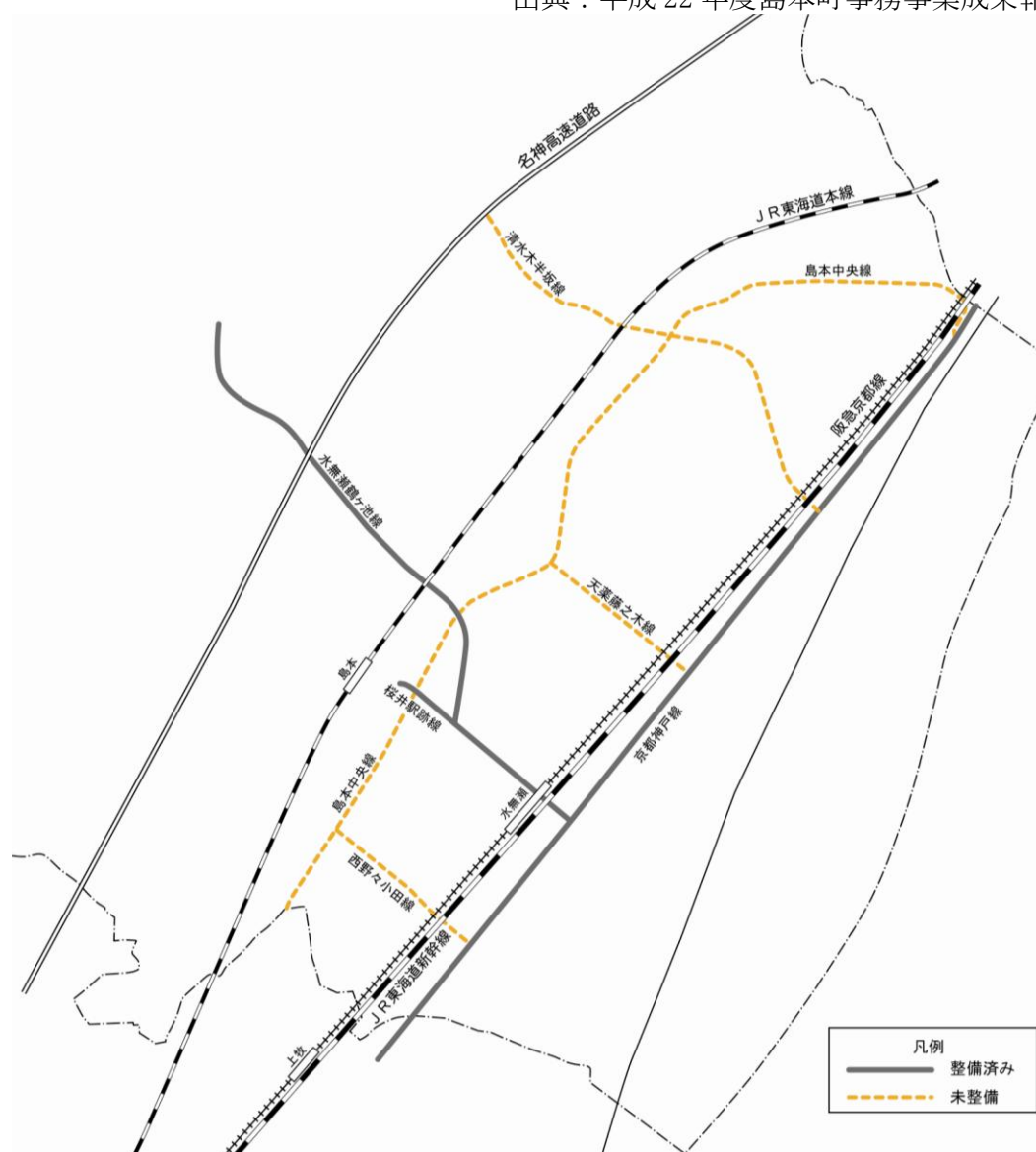


図 都市計画道路

(13) 都市計画公園の状況

都市計画公園・緑地は、東大寺公園、淀川河川公園を除いて、整備率が100%となっています。なお、東大寺公園の整備率については60%、淀川河川公園の整備率については14%となっています。

表 都市計画公園・緑地の整備状況

公園名	種別	計画 面積(ha)	開設 面積(ha)	未開設 面積(ha)	整備率(%)
東大寺公園	近隣公園	1.60	0.96	0.64	60
江川公園	街区公園	0.42	0.42	0.00	100
樋之尻公園	街区公園	0.12	0.12	0.00	100
藤の木公園	街区公園	0.10	0.10	0.00	100
広瀬公園	街区公園	0.18	0.18	0.00	100
青葉公園	街区公園	0.10	0.10	0.00	100
淀川河川公園	緑地	27.30	3.90	23.40	14
合計	-	29.82	5.78	24.04	19

出典：平成22年度島本町事務事業成果報告書

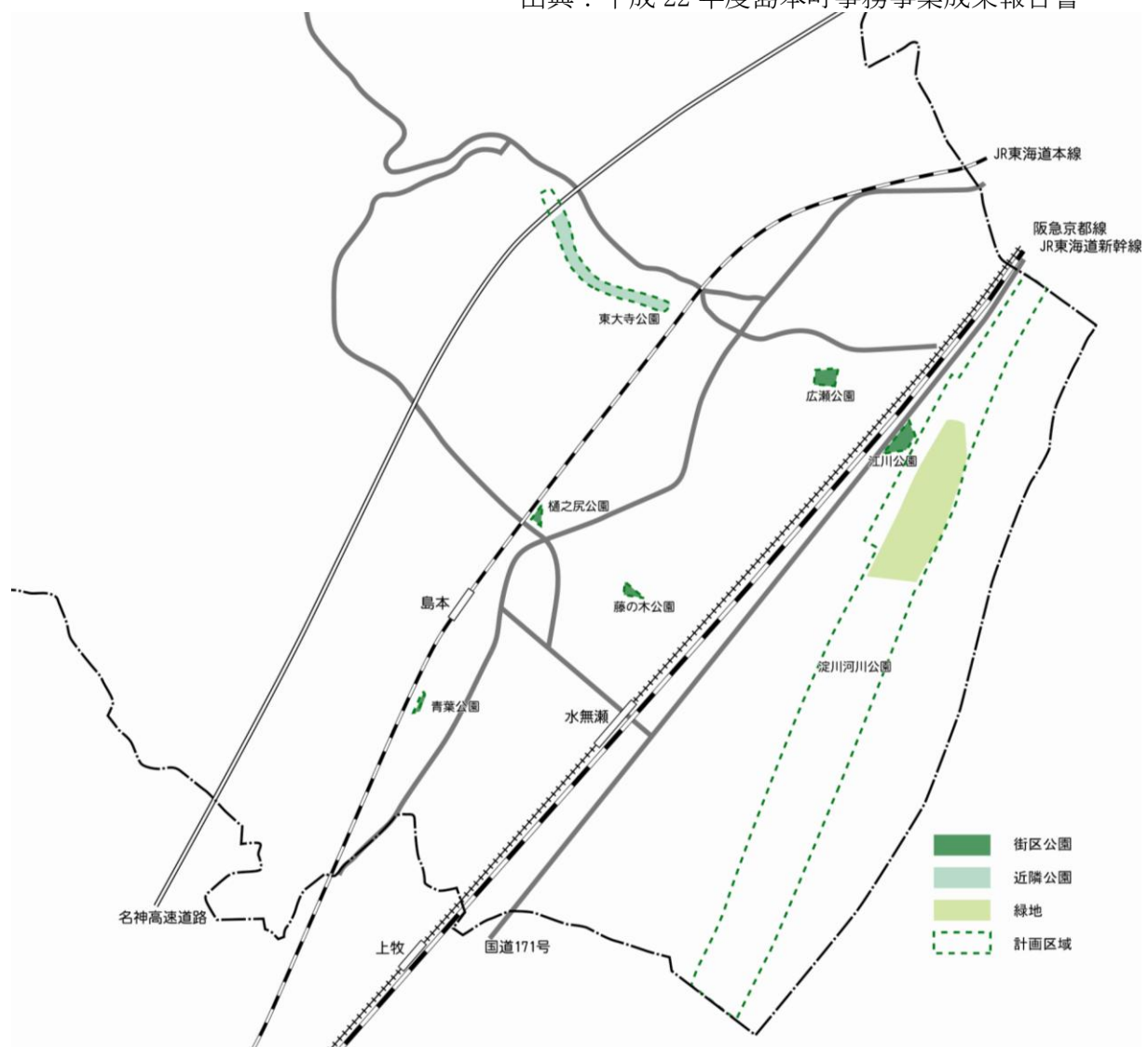


図 公園緑地位置図

(14) 上下水道の状況

上水道は給水率 100%となっており整備が完了しています。

下水道は、淀川右岸流域下水道が整備されており、高槻水みらいセンターで処理しています。平成 22 年度末現在の普及率は 90.7%となっています。

表 上水道の整備状況

	行政区域内 人口(人)	給水 人口(人)	給水 戸数(戸)	給水率(%)
平成18年度	29,315	29,360	11,565	100
平成19年度	29,562	29,606	11,814	100
平成20年度	29,566	29,605	11,914	100
平成21年度	29,443	29,482	11,918	100
平成22年度	30,096	30,136	12,256	100

表 下水道の整備状況

	処理区域内 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	普及率(%)
平成18年度	264.2	26,101	89.0
平成19年度	265.2	26,492	89.6
平成20年度	270.9	26,503	89.6
平成21年度	273.8	26,562	90.2
平成22年度	274.9	27,306	90.7

出典：平成 22 年度島本町統計書

出典：平成 22 年度島本町事務事業成果報告書

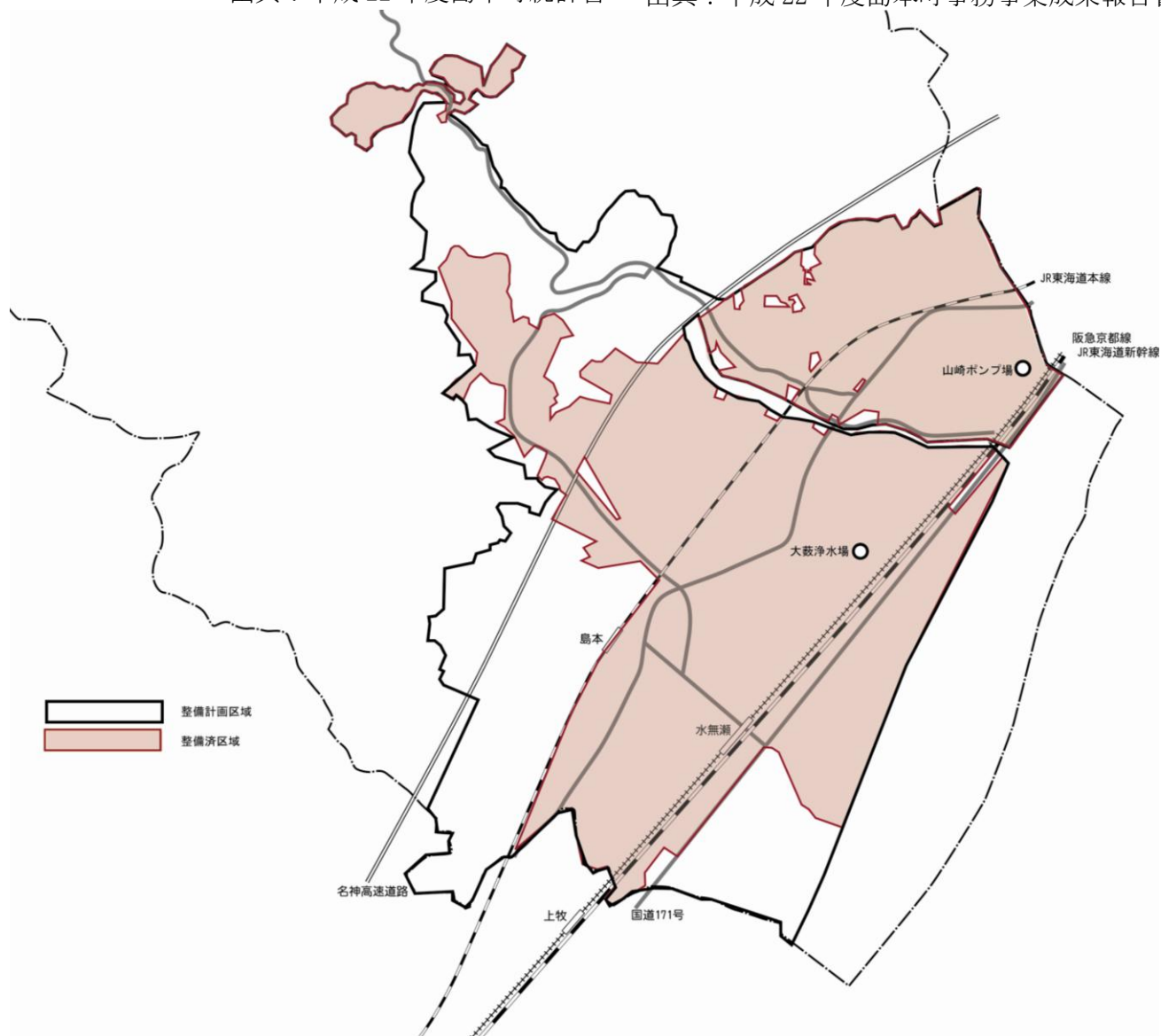


図 公共下水道整備区域図と主な水道施設

(15) 住民意向

平成 20 年度に実施した総合計画策定にかかるアンケート調査結果より、都市計画マスタープランにかかわる項目を抽出し、住民の意向を把握しました。

①自然環境の良さや交通の便の良さへの評価が高い

住み続けたい理由は、「自然環境にめぐまれている」が最も多く、次いで「交通の便がよい、通勤・通学に便利」という意見が多くなっています。

②都市づくりの方向性として水と緑の保全が求められている

土地利用のあり方については、「河川・山林など水と緑の保全」が最も多く、次いで「公園や緑地の整備」という意見が多くなっています。

③これからのまちの姿として自然との調和や安全・安心が重視されている

まちの将来像は、「水や緑が豊かで、自然との調和がとれたまち」が最も多く、次いで「防犯・防災・救急体制などが充実した、安全・安心なまち」という意見が多くなっています。

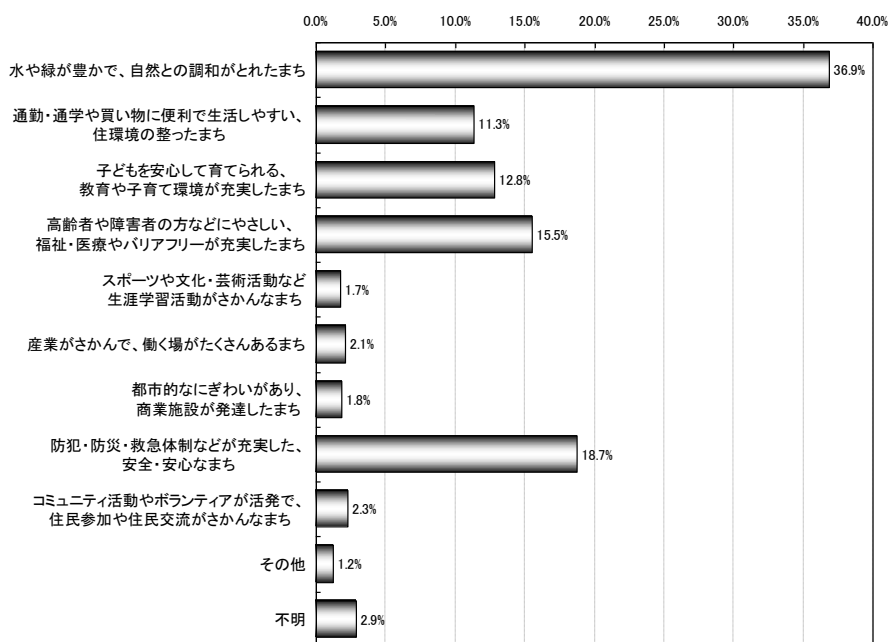


図 まちの将来像に対する住民の意向（回答者数：1,682）

1－2 都市計画における主要課題

本町の現況と特性を踏まえた都市計画における主要課題は、以下のとおりです。

①豊かな自然環境の保全と活用

本町は、緑豊かな山間部と淀川や水無瀬川に代表される清らかな水辺に恵まれています。これらの自然環境が支える島本らしい風景やうるおいある生活環境を継承していくため、豊かな自然環境を保全し、都市の魅力を高める要素として活用していく必要があります。

②無秩序な開発の抑制と計画的な市街化の誘導

市街地に近接する市街化調整区域については、無秩序な市街化の進展を抑制し、ゆとりある都市環境を守ることが必要です。一方で、都市活力の増進や人口の誘引・定着など、政策的に必要な開発については、周辺環境と調和したうるおいある環境創出を計画的に誘導する必要があります。

③便利で魅力的な中心市街地ゾーンの形成

阪急水無瀬駅とＪＲ島本駅を結ぶシンボリックな道路及びその周辺からなる中心市街地ゾーンについて、商業・サービスなどの都市機能の充実、にぎわいの創出、美しい景観形成などに取り組み、都市の魅力を高めていくことが求められます。

そのため、高齢社会においても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

④快適な居住環境の維持・形成

本町は大阪・京都間の郊外住宅都市としての性格が強く、住居系市街地が主となっています。身近な自然の保全や良好な景観の形成などにより優れた居住環境を維持するとともに、日常生活の快適性を高め、住宅都市としての魅力の向上を図る必要があります。

⑤地域の個性を生かした魅力的なまちづくりの推進

ますます高度化・多様化する住民の価値観やニーズに対応し、生活環境の質的向上と、魅力的な定住環境の創出を図ることが求められます。このため、地域ごとの特性に応じて、安全・安心、自然との共生、美しい景観、にぎわいなど、個性的なまちづくりを推進する必要があります。

⑥幹線道路網の体系的・計画的な整備

本町の幹線道路は、国道 171 号と都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線・桜井駅跡線を除く幹線道路の整備が遅れています。幹線道路は、交通のみならず生活・産業・交流・安全などを支える重要な都市基盤です。現状に即して、現道の活用や都市計画道路の見直しなどにも対応しながら、体系的な整備に取り組む必要があります。

⑦都市基盤の適正なマネジメントの重視

道路、公園・緑地、上下水道施設などの都市基盤の整備については、長期的な視点から計画的に取り組む必要があります。

特に、厳しい財政状況下においては、公共投資の重点化はもちろんのこと、既存の都市基盤の維持・管理と有効活用（ストックマネジメント）を重視した都市づくりを推進する必要があります。

⑧災害に強い安全・安心なまちづくりの推進

本町は町域の約 7 割を山岳丘陵地が占めており、また有馬高槻断層帯が存在するなど、震災や土砂災害などの自然災害の危険が大きく、防災基盤の整備・充実などのハード対策と、地域防災力の強化や意識啓発などのソフト対策のバランスのとれた、災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

⑨多様な主体の連携と協働によるまちづくりの推進

成熟社会における都市づくりにあたっては、都市計画分野のみならず関連施策との連携、ハードとソフトの一体化、住民・事業者・行政などによる連携と協働による、総合的なまちづくりとして取り組む必要があります。

2 めざすべき都市像

2-1 都市像

島本町総合計画において、本町の将来像及びまちづくりの基本方針を、以下のよう
に定めています。

(1) 将来像

自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち

(2) まちづくりの基本方針

1. 人間尊重

(平和と基本的人権尊重のまちづくり)

2. 自然環境の保全と都市環境の整備

(歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり)

3. 自律・創造・協働

(住民参加と時代の変化に対応したまちづくり)

4. まちの基盤整備

(安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり)

5. 保健・医療・福祉

(少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり)

6. 教育・生涯学習

(生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり)

7. 構想実現に向けて

2-2 まちづくりの目標

本町の将来像の実現に向けて、都市計画におけるまちづくりの目標を以下のように定めます。

①水と緑と歴史のまちづくり

○水と緑を守り生かすまちづくり

山間部の緑の山並みとともに、水無瀬川、淀川や市街地内の水路などの水辺環境や地下水を保全し、水と緑を大切にするまちづくりに取り組んでいきます。

○歴史と文化の薫るまちづくり

旧西国街道（府道西京高槻線）や地域の社寺などに伝わる歴史や文化資源を生かし、保全・活用することにより、地域への郷土愛を深めていきます。

○島本らしい景観のまちづくり

緑の山並みや水辺と調和する島本らしい景観を創出し、うるおいある快適な居住環境を形成していきます。

○環境にやさしいまちづくり

自然と共生し、環境への負荷の少ない建築物、ライフスタイルなどによる環境にやさしいまちづくりに取り組んでいきます。

②活力と魅力あふれるまちづくり

○都市の魅力とにぎわいのあるまちづくり

中心市街地ゾーンについて、都市機能の充実、にぎわいの創出、美しい景観形成などを促進し、にぎわいと魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

○観光・交流のまちづくり

優れた自然環境や歴史・文化遺産などを活用するとともに、食・産業・祭りなどの魅力ある資源の充実を図り、住民・事業者・行政などが一体となって観光・交流を展開していきます。

○働く場を大切にするまちづくり

働く場の確保は定住者を増やす視点からも重要であり、周辺環境との調和を確保するとともに、事業所活動が行いやすい環境づくりなどを促進していきます。

○住民などの活動が活発なまちづくり

地域福祉や生涯学習などの施策とも連携して、地域コミュニティ※の活動やボランティア活動など、住民の主体的なまちづくり活動を促進していきます。また、住民・事業者・行政などによる連携と協働など、まちづくりのネットワーク化※を進めていきます。

③快適で安全・安心なまちづくり

○快適な生活環境づくり

都市基盤の計画的な整備・管理・更新を図るとともに、良好な地域コミュニティの育成や公害の防除などに努め、快適に暮らせる生活環境を創出していきます。

○個性的なまちづくり

住民などの参画と協働のもと、地域の美化清掃や地域資源を活用したまちづくりの取組みを推進し、愛着の感じられる個性的なまちを育てていきます。

○安全なまちづくり

山間部や河川・ため池などの治山治水対策、延焼防止や避難に役立つ幹線道路網の体系的・計画的な整備、建築物などの耐火・耐震性の強化などとともに、自主防災組織を中心とする地域防災力の向上を図り、総合的に安全なまちづくりに取り組んでいきます。

○人にやさしいまちづくり

誰もが安全・安心に活動できるよう道路、公園、建築物などのバリアフリー化[※]を推進し、人にやさしいまちづくりに取り組んでいきます。

○広域的な協力・連携の関係づくり

防災、交通、医療など広域的な課題に対応するため、大阪府や近隣自治体、団体・企業などとの協力・連携の取組みを推進していきます。

2-3 将来のフレーム

(1) 人口フレーム

将来的な人口推計は減少が見込まれますが、島本町総合計画に基づき、新たな住宅開発の促進や空き家対策など既成市街地の活性化など定住促進に向けた政策誘導に取り組むことにより、平成32年の人口は概ね3万2千人をめざします。

(2) 市街地の規模

人口減少時代において、本町の市街地も人口密度の低下や、空き家の増加などの状況変化が想定されます。一方で、今後も、安全で機能的な都市整備のために道路や公園などの公共空間の充実や、敷地規模や居住面積の拡大など、ゆとりある土地利用やうるおいある居住環境の形成を促進する必要があります。

このため、無秩序な市街地の拡大を抑制した上で、将来においても、現在の市街地規模並びに集約的な市街地形態を維持することを基本とします。

なお、都市機能の強化や人口の誘引・定着など政策課題に対応して必要な区域については、本マスタープランに位置づけた上で、計画的な市街化を誘導します。

2-4 将来の都市構造

(1) 都市の基本構成

本町は、地形条件及び土地利用特性から、北西部の山間部と東部の市街地に大別されます。さらに市街地は概ねJR東海道本線により、住居系を主とする地域と、多様な都市機能が複合し共存する地域に区分されます。

島本町総合計画では、本町をA・B・Cの3つのブロックに区分設定しています。

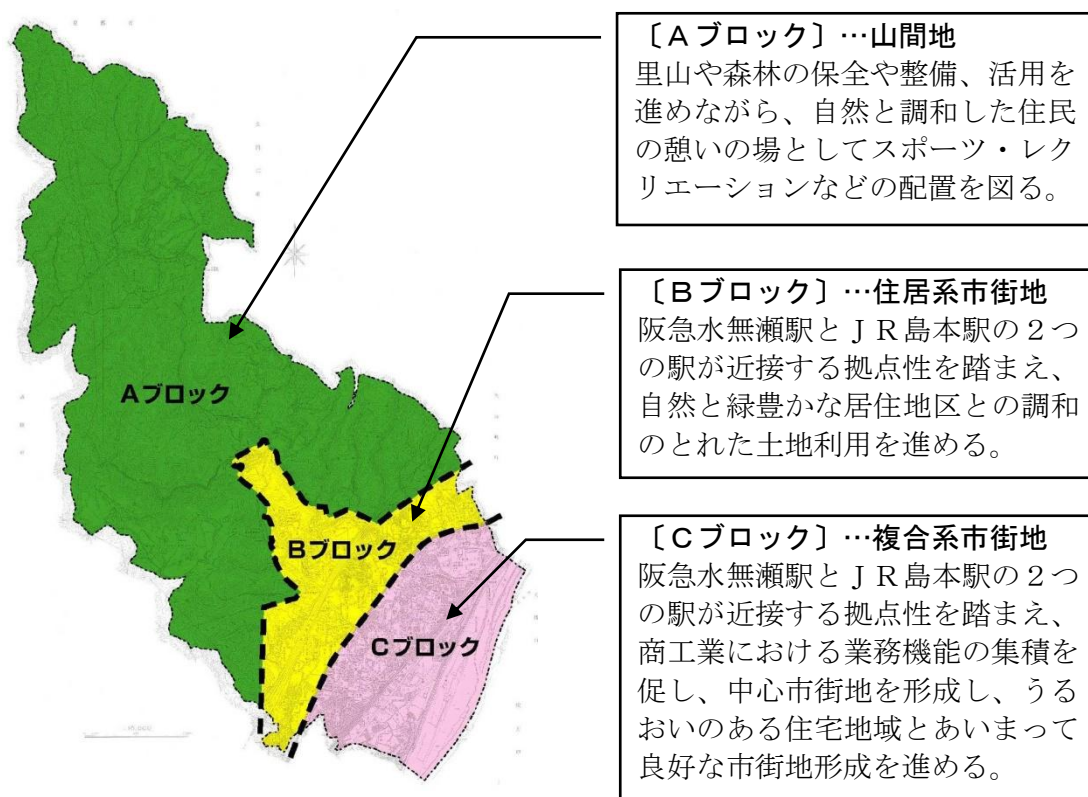


図 地域別区分設定

(2) 将来の都市構造

地域別区分設定を維持しながら、以下の拠点・軸・ゾーンを配置し、「自然環境との調和、個性、活力」の基礎となる都市構造を形成していきます。

区分	構成要素	将来のあり方
拠点	商業・サービス拠点	商業・サービスなどの都市活動の中心地を形成。 (阪急水無瀬駅周辺、J R 島本駅周辺)
	行政サービス拠点	行政サービス、保健・福祉、文化・交流活動の中心地を形成。 (町役場周辺、ふれあいセンター周辺)
	歴史・文化拠点	本町の歴史と文化を代表し発信する中心地を形成。 (史跡桜井駅跡、町立歴史文化資料館、水無瀬神宮など)
	スポーツ・レクリエーション拠点	住民の健康づくりや憩い、自然とのふれあいの中心地を形成。 (淀川河川公園、水無瀬川緑地公園、東大寺公園、町立キャンプ場など)
軸	広域軸	大阪・京都などとの広域的な活動を担う軸を形成。 (国道 171 号、阪急京都線、J R 東海道本線)
	都市軸	本町の都市の魅力を代表する都市軸を形成。 (阪急水無瀬駅から J R 島本駅及び町役場を結ぶ一連の道路)
	幹線道路	広域及び都市内の連携を支える幹線道路ネットワークを形成。 (都市計画道路、既存の主要道路など)
	歴史・文化軸	旧西国街道（府道西京高槻線）の歴史的まちなみや文化を継承し、地域らしさを伝える軸を形成。
	水と緑と歴史の回廊	市街地を環状に巡り、本町の都市イメージを代表する美しく快適なネットワークを形成。 (水無瀬川、淀川、都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線など)
	シンボル河川	本町のシンボリックな河川として、豊かな自然を有する水辺環境を保全及び活用。 (水無瀬川、淀川)
ゾーン	A ブロック (森林環境ゾーン)	豊かな自然と緑豊かな景観を形成する森林環境を保全及び活用。 (山間部)
	B ブロック (市街地西ゾーン)	自然と緑豊かな居住地区及び研究施設などの調和のとれた住居系市街地を形成。
	C ブロック (市街地東ゾーン)	鉄道駅周辺の拠点性、商工業などの集積、うるおいのある住宅地などによる複合系市街地を形成。
	中心市街地ゾーン	本町の都市機能及び都市の魅力の中心となる複合機能の中心市街地ゾーンを形成。 (都市軸とその沿道市街地、近傍の各種拠点など)

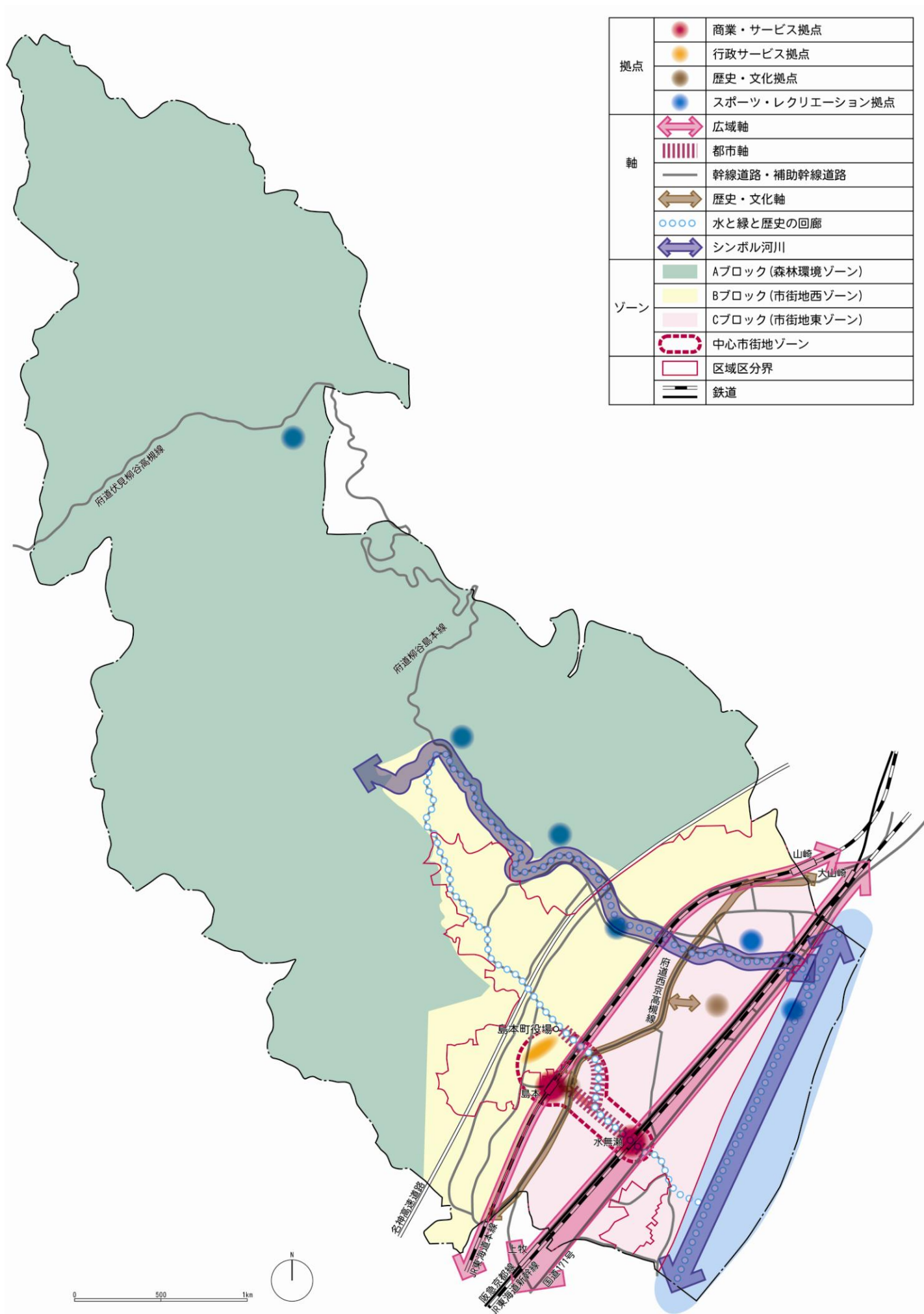


図 都市構造図

3 都市づくりの基本方針

めざすべき将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現に向けて、以下の6つの分野別に、都市づくりの方針を定めます。

3－1. 土地利用の方針

○コンパクトにまとめた持続可能な都市構造の実現に向けて、市街地の質的向上や地域特性の重視などの観点から、市街化区域と市街化調整区域に区分し、土地利用のあり方及び規制・誘導の方針を定めます。

3－2. 基盤施設の整備の方針

○道路、下水道、河川、その他公共施設について、利便性と都市活力の維持・向上、老朽化への対応などを考慮し、整備及び維持・管理の方針を定めます。

3－3. 水と緑のまちづくりの方針

○自然と共生するゆとりと安らぎのあるまちづくりを進める観点から、本町の有する多様な水辺空間やみどり空間を保全・活用したまちづくりの方針を定めます。

3－4. 景観形成の方針

○成熟社会に対応した魅力的なまちづくりを進める観点から、地域の資源や特性を生かした景観の形成や保全を図るための方針を定めます。

3－5. 市街地整備の方針

○質の高い都市環境と安全・安心な生活環境を形成する観点から、既成市街地の整備・改善、良好な居住環境の保全を図るためのまちづくりの方針を定めます。

3－6. 都市防災の方針

○震災と風水害を主眼に、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める観点から、住民・事業者・行政などの連携と協働、様々な分野の施策連携などによる総合的な対応を考慮し、都市防災の方針を定めます。

3-1 土地利用の方針

(1) 基本方向

- ①無秩序な市街化の防止
- ②中心市街地ゾーンの都市機能の充実と適正な土地利用の誘導
- ③快適な居住環境の形成
- ④自然環境の保全・活用

(2) 基本方針

1) 市街地地区…(市街化区域)

①商業系地区

- 阪急水無瀬駅周辺とＪＲ島本駅東側周辺及びそれらを結ぶ沿道一帯を中心市街地ゾーンとして、にぎわいの創出や景観形成などにより、魅力ある中心市街地を形成します。
- 阪急水無瀬駅周辺については、商業機能の充実を図り、生活利便性の向上とにぎわいの創出を促進します。
- 鉄道駅周辺の商業・サービス拠点を結ぶ都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線及び桜井駅跡線沿道については、商業・サービス機能の充実を促進します。

②沿道系地区

- 国道 171 号沿道については、沿道サービス機能の適正な立地を誘導します。

③産業系地区

- 現在工場が集積している山崎地区、国道 171 号沿道地区などについては、事業所活動が行いやすい環境づくりに努めます。
- 町役場周辺については、研究施設及び社宅・寮が集積していることから、居住環境と調和した研究機能などの集積を誘導します。
- 産業系地区については、環境保全や景観形成、緑化などの取組みを促進し、周辺住宅市街地との調和・共存を図ります。

④住居系地区

- 既存の工業系地区を除く大部分の市街地を住居系地区とし、都市基盤の整った良好な居住環境の保全・整備を図ります。
- 低層住宅地については、現在の良好な居住環境を保全し、住民活動による美化・緑化など生活環境の向上を促進します。
- 現在の中高層住宅地については、周辺環境と調和した良好な居住環境を保全し、住民活動による美化・緑化など生活環境の向上を促進します。少子高齢化や人

口減少が進んでいる住宅地については、住民のコミュニティ活動の支援などにより適切な維持管理を促進し、安心して住み続けられる環境づくりに努めます。

- 生活道路が狭く入り組んだ市街地や、宅地と農地が混在した市街地などについては、適正な宅地化を誘導するとともに、地区の特性に応じて、防災や景観などに資する民間緑地や農地などを保全したゆとりとうるおいある市街地形成のあり方について検討します。

⑤公共公益系地区

- 桜井地区については、行政機能が集積していることから、行政・文化機能の整備・充実を図ります。

2) 自然環境地区…（市街化調整区域）

①自然環境保全地区

- 市街化調整区域にあたる山間部は、環境保全や景観などに資する緑地として天王山、釈迦岳一帯の開発行為や森林の乱伐を抑制するとともに、森林整備などによる自然の維持・回復を図ります。
- 水無瀬川及び淀川の水辺空間については、自然環境、景観、生物生息空間などの保全を図るとともに、それらの保全・回復も考慮に入れた施設の整備・更新に努めます。

②緑と調和した環境形成地区

- 市街化区域に近接する既存集落及びその周辺については、農地の保全・活用を促進します。また、地区計画などを活用し、集落環境の保全や改善を図るとともに、周辺への無秩序な土地利用の拡大の抑制に努めます。
- 本町の都市構造あるいは政策課題に対応して、都市機能の強化が必要な区域については、周辺環境との調和を確保しながら、地区計画などを活用し、計画的な市街化を誘導します。
- 土地利用の動向や地権者、住民の意向を踏まえ、必要な地区については、周辺環境と調和した適切な土地利用の誘導を図ります。

3) 緑と調和した環境形成地区で良好なまちづくりを図る区域

- J R 島本駅西地区周辺については、土地利用の動向や地権者、住民の意向を踏まえ、地区計画などを活用し、都市基盤の整備と合わせて、駅前地区にふさわしい商業・サービスや住宅などのほか、学術・研究・医療・健康など公共公益的機能の導入も検討し、都市機能を充実・強化します。また、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進します。

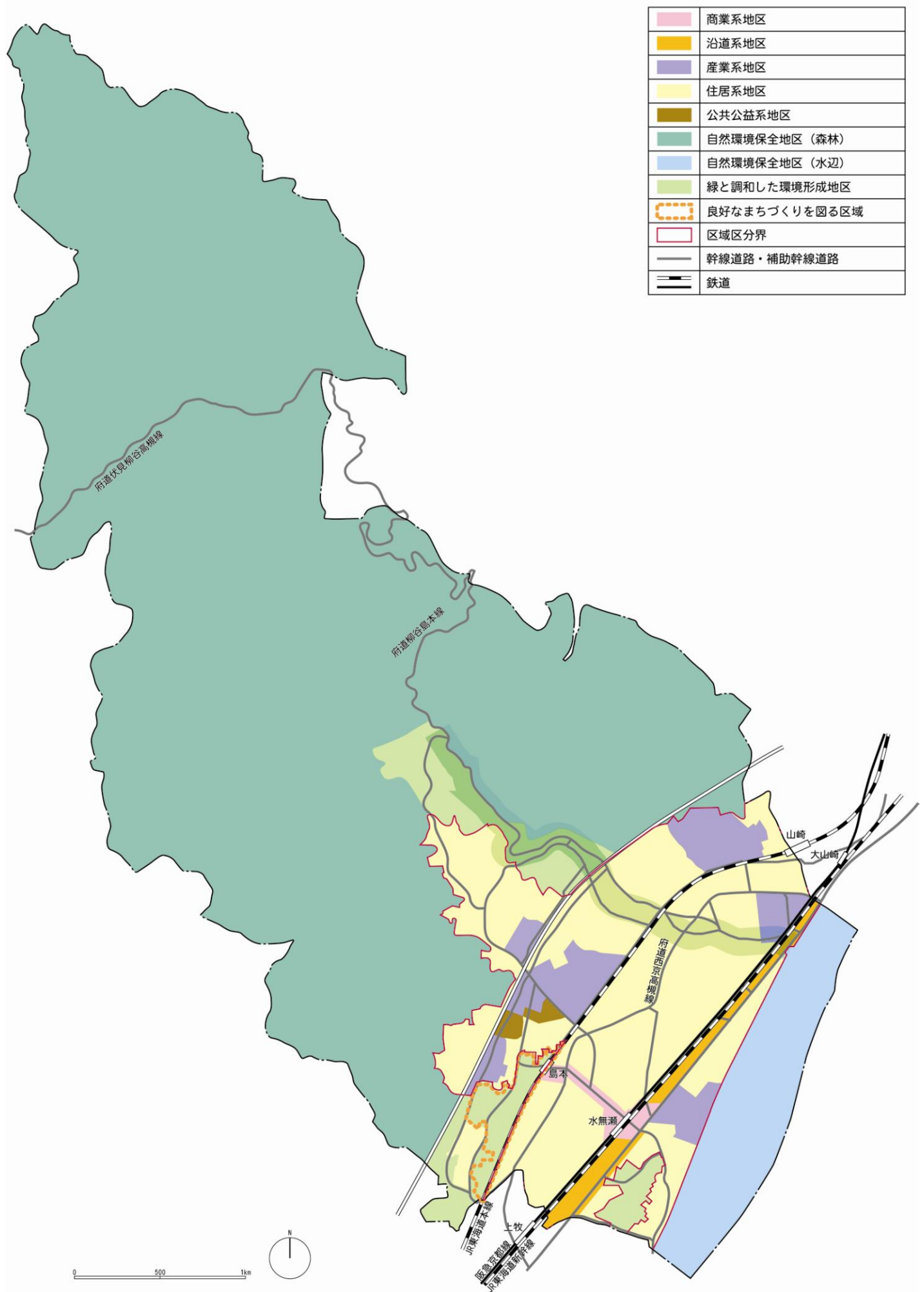


図 土地利用方針図

3-2 基盤施設の整備の方針

1. 交通施設

(1) 基本方向

- ①安全・安心で体系的な幹線道路整備の推進
- ②都市計画道路の廃止に伴う代替路線の維持・充実
- ③快適な歩行者空間ネットワークの形成
- ④鉄道駅での交通結節点機能の強化
- ⑤公共交通機能の充実

(2) 基本方針

1) 道路

①全般

- 現時点で実現性の低い都市計画道路については、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などを踏まえ、路線の廃止を行うとともに、災害時を見据え、防災面での充実を図るなど、代替路線の機能強化を検討します。
- 道路施設の計画や整備については、維持・管理の容易さ、防災、省エネルギー、バリアフリー、無電柱化、景観などを含む多様な視点から検討します。

②広域幹線道路

- 国道 171 号については、広域幹線道路として位置づけ、安全・安心の視点を含め、今後もその機能の改善を要請します。

③都市内幹線道路

ア) 都市軸

- シンボル的な道路については、まちの顔にふさわしい道路環境の形成を図ります。

イ) 環状の幹線道路

- 鉄道や名神高速道路などで分断されている市街地を結び、町内の円滑な交通を確保することを目的とし、環状型道路ネットワークの形成を推進します。(国道 171 号、都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線など)
- 既存の道路網を活用して機能を代替するため、現道の部分的な拡幅や交通安全対策などに取り組みます。

ウ) 南北方向の幹線道路

- 旧西国街道（府道西京高槻線）については、現道の部分的な拡幅や交通安全対

策などを要請します。

④補助的な幹線道路

- 地区内交通の円滑な処理と幹線道路へのアクセスの向上、また、災害時の複数経路による交通機能の確保のため、現道を活用しながら、補助的な幹線道路のネットワークを形成します。
- J R 島本駅西地区については、土地利用の動向や土地所有者の意向を踏まえ、計画的な市街化に合わせて、駅西側における鉄道駅へのアクセス道路の整備を図ります。

⑤歩行者道路など

- 旧西国街道（府道西京高槻線）については、歴史・文化軸と位置づけ、街道の風情を生かしながら生活環境と歴史的環境の調和のとれた歩車共存型の道路[※]として、路側帯のカラー舗装や減速を促す道路施設の設置、電柱の整理統合など、安心して通行できる道路環境の整備を要請します。
- 水無瀬川などの水辺を利用して、住民が余暇を楽しむことのできる遊歩道などの整備を要請します。
- 都市軸となる都市計画道路水無瀬鶴ヶ池線などについては、植栽などを施し、車だけでなく、徒歩でも楽しめる魅力ある道路空間を形成します。

2) 公共交通

①鉄道

- J R 島本駅西地区については、土地利用の動向や地権者、住民の意向を踏まえ、計画的な市街化に合わせて、駅前広場を設置して交通結節点機能を強化します。
- 阪急水無瀬駅及び J R 島本駅東側の駅前広場については、適切な維持・管理と有効活用を図ります。
- 狭あいな踏切の改良など踏切交通の安全対策については、鉄道事業者などとともに検討します。
- 鉄道駅周辺については、民間活力の活用も視野に、駐車場の確保を図るとともに、一時駐車可能な駐車場の設置を検討します。

②バス交通など

- 鉄道駅を拠点とするバス交通の維持に努めるとともに、路線の充実について要請します。
- バス空白地区における移動手段の確保については、福祉施策との連携を考慮しながら検討します。

2. 下水道及び河川

(1) 基本方向

- | |
|-----------------------------|
| ①下水道整備の推進
②安全で快適な水辺空間の形成 |
|-----------------------------|

(2) 基本方針

1) 下水道

- 下水道については、引き続き事業認可区域内の下水道整備を推進します。長期的には、事業認可区域の拡大を図り、下水道整備の完了をめざします。
- 水無瀬川右岸地区については、浸水防止に向けて、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の供用開始に伴い計画的に雨水幹線への接続を行うとともに、既設水路を有効活用して雨水対策を推進します。
- J R 島本駅西地区については、計画的なまちづくりに合わせて、下水道整備計画区域の拡大及び下水道の整備を推進します。

2) 河川

- 水無瀬川、淀川については、治水上重要な河川であり、治水機能を十分発揮させるため、関係機関と連携し、保全・整備に努めます。
- 水無瀬川については、「島本水の文化園構想」の趣旨を踏まえ、治水のみならず親水機能も配慮した整備を行い、水辺のレクリエーション空間づくりに努めます。
- 水路などについては、防災面などを考慮し、維持・管理に努めます。

3. その他の基盤施設

(1) 基本方向

①都市基盤施設の計画的な整備と適切な維持・管理及び更新

(2) 基本方針

①ごみ処理施設

- 清掃工場の適切な維持・管理を図るとともに、広域化などについて検討します。

②し尿処理施設

- 公共下水道未整備地区におけるし尿及び浄化槽汚泥については、衛生化学処理場において処理をしていますが、新たに中間処理施設を整備するとともに、効率的な運用を図るよう検討を進めます。なお、それまでの間は、現状施設の必要最小限の維持補修に努め機能維持を図ります。

③その他の公共施設

- 役場庁舎・消防庁舎をはじめ、小・中学校、幼稚園、保育所などの公共施設については、現在の施設の適切な維持・管理を図るとともに、計画的な更新、耐震化を推進します。また、地域防災活動の拠点として活用するとともに、教育施設については、教育環境などの変化に応じた施設の有効活用や配置について検討します。

3-3 水と緑のまちづくりの方針

(1) 基本方向

- ①良好な自然環境の保全・活用
- ②快適な水と緑のネットワークの形成
- ③公園緑地の整備と適切な維持・管理
- ④緑化の推進

(2) 基本方針

1) 自然環境保全

- 大阪府立北摂自然公園を含む山間部の森林については、水資源の涵養、土砂流出防止、景観形成、自然とのふれあい、生物生息空間などの多様な機能を有する貴重な自然環境として保全を図るとともに、レクリエーション空間などの活用も促進し、広域的なみどりのネットワーク形成に寄与します。
- 山間部については、住民や来訪者が自然と触れ合うことのできるハイキングコースとして、関係機関と連携し整備及び維持・管理に努めます。
- 水無瀬川については、「島本水の文化園構想」の趣旨を踏まえ、水と緑と歴史の回廊として整備の推進と適切な利用の促進を図ります。
- 公共下水道の整備を推進し、汚水・雑排水の河川・水路への流入を防ぎ、河川や地下水の水質の保全を図ります。

2) 公園・緑地

- 公園・緑地の計画的な整備を図るとともに、公園については、住民などとの協働を含む適切な維持・管理を推進します。
- 東大寺公園、水無瀬川緑地公園など、水無瀬川周辺の公園・緑地空間については、適切な保全・活用を図るとともに関係機関と連携して整備を促進します。
- 淀川河川公園については、その整備を要請するとともに、適切な保全・活用を促進します。
- 山間部の豊かな自然に触れられる場として、町立キャンプ場の整備の充実と利用促進に努めます。
- 史跡桜井駅跡などの歴史的空間については、地域の歴史・文化特性を特徴づける重要な緑化空間として保全・活用を図ります。
- 市街地開発事業などに合わせて、公園・緑地・歩行者空間などの確保を図ります。

- 水無瀬川と旧西国街道（府道西京高槻線）を軸に、山辺系、水辺系、歴史文化系、コミュニティ系の視点から、緑道などのネットワークの形成に努めます。
- 公園・緑地などの計画や整備にあたっては、維持・管理の容易さや防災、省エネ、バリアフリー、景観などを含む多様な視点から検討します。

3) 緑化

- 公共施設の緑化を推進するとともに、多様な主体の連携と協働によるみどり豊かなまちづくりを推進します。
- 良好な居住環境を創出するため、民有地の緑化を促進します。また、周辺との調和を図るため、事業所などの緑化を促進します。
- 鉄道駅周辺や中心市街地ゾーンについても、植栽などにより緑化を推進します。

3-4 景観形成の方針

(1) 基本方向

- ①水と緑のまちを印象づける自然景観の保全
- ②景観資源の保全・活用と個性的な地域景観の創出
- ③良好な市街地景観の創出
- ④景観行政団体として良好な景観形成を総合的に推進

(2) 基本方針

1) 景観資源

- 森林などの緑地空間及び河川や水路などの水辺空間を、本町における景観形成の柱として位置づけ、保全・活用を図ります。
- 歴史的まちなみ、社寺、近代化産業遺産、並木、街路樹や農地などの身近な景観資源を保全・活用し、個性的な地域景観を創出します。
- 景観資源の保全・活用にあたっては、景観法^{*}や条例などを活用した保全策を検討するとともに、観光など関連施策との連携や地域住民などの参画を得た景観まちづくりの取組みを推進します。

2) 市街地景観

- 鉄道駅周辺及び都市軸において、本町の顔となるにぎわいと親しみのある景観となるよう、重点的な景観形成を図ります。
- 住宅地においては、落ち着きと統一感のある良好な景観を形成するとともに、住民などによる美化や緑化などの取組みを促進します。
- 工場や事業所などにおいては、建築物や工作物などの景観配慮や緑化などを促進し、周辺環境との調和を誘導します。
- 幹線道路沿道においては、屋外広告物の整序などにより、にぎわいの中にも秩序ある景観形成を促進します。
- 土地利用転換にあたっては、周辺環境に調和した良好な景観形成を誘導します。

3) 自然景観

- 釈迦岳、天王山などの山間部は本町の緑豊かな景観の骨格として保全・活用に努めます。
- 水無瀬川については、本町のシンボル河川として、水と緑と歴史の回廊として保全・整備を促進します。

- 淀川については、淀川河川公園の整備を通じて、自然の豊かさと水辺の開放的な景観を楽しめる憩いの空間として保全・整備を促進します。

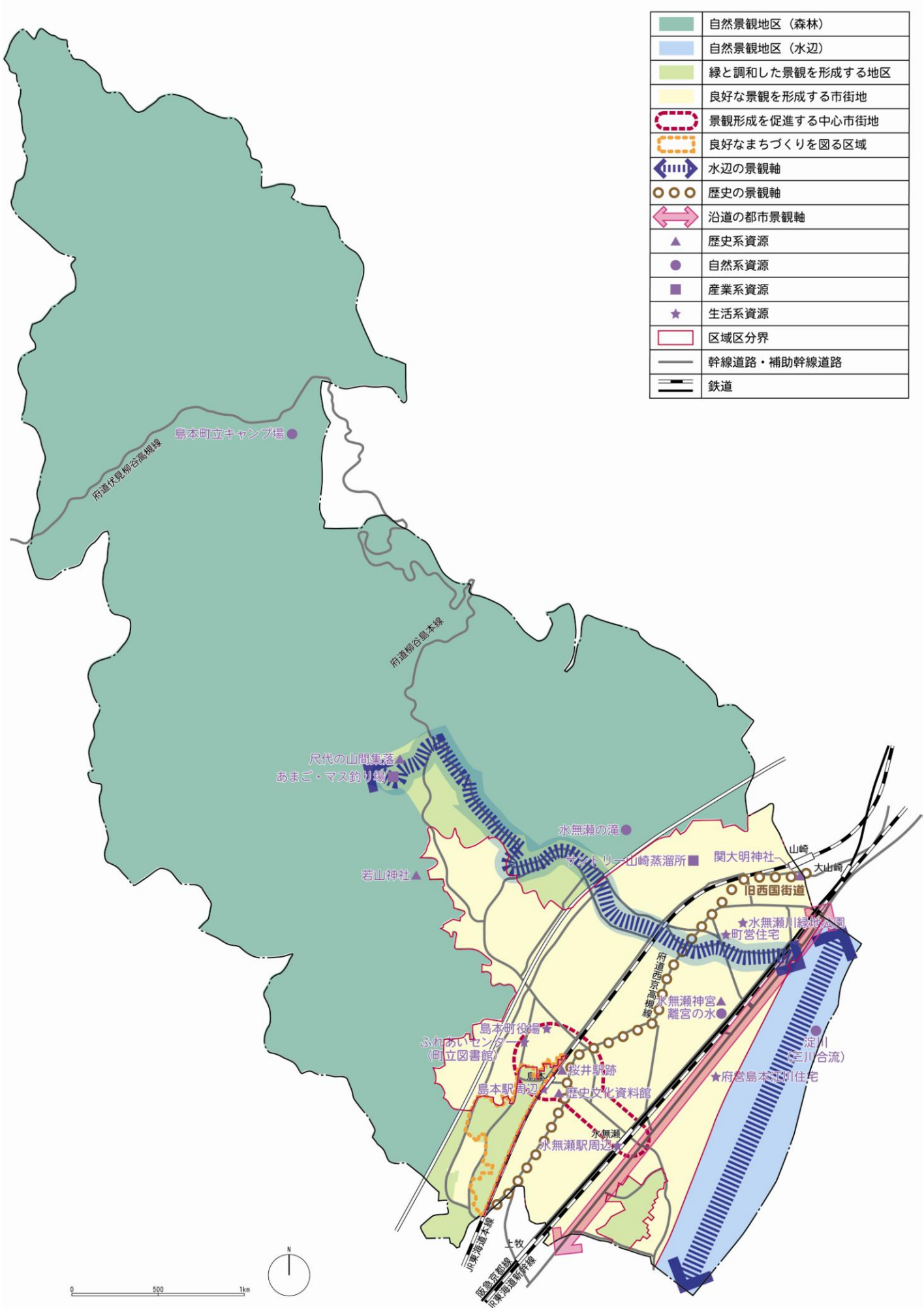


図 景観形成方針図

3-5 市街地整備の方針

(1) 基本方向

- ① 中心市街地ゾーンにおける市街地整備の推進
- ② 市街化区域における基盤整備の推進
- ③ 都市基盤の整った地区における良好な居住環境の保全・育成

(2) 基本方針

1) 中心市街地ゾーン

- JR 島本駅西地区では、地権者が作成するまちづくりの方針などを踏まえて、面的整備事業*と地区計画などの活用により、良好な市街地の形成を推進し、市街化区域への編入を図ります。
- 阪急水無瀬駅周辺及び都市軸沿道については、地区の特性に応じて、都市基盤の整備・充実や地区計画などによる建築物の誘導を図ります。

2) 市街地ゾーン

- 細街路*が多く都市基盤が十分でない市街地については、開発・建築行為の適切な誘導、個別建替の際の敷地後退の誘導などを促進することにより、都市基盤の充実に努めます。
- 都市基盤の整った地区については、住民の意向を踏まえ、地区計画などにより、現在の良好な居住環境の形成を図ります。
- 市街地内に点在する農地などについては、防災や景観、環境保全などの多面的な機能を評価し、地域特性に応じた保全・活用のあり方について検討します。

3) その他

- 不特定多数の人々が利用する施設の整備や計画にあたっては、バリアフリー、景観などを含む多様な視点から検討するよう誘導します。
- 地区特性に応じて、防犯灯や防犯カメラの設置を図るなど、安全・安心な市街地環境づくりを促進します。

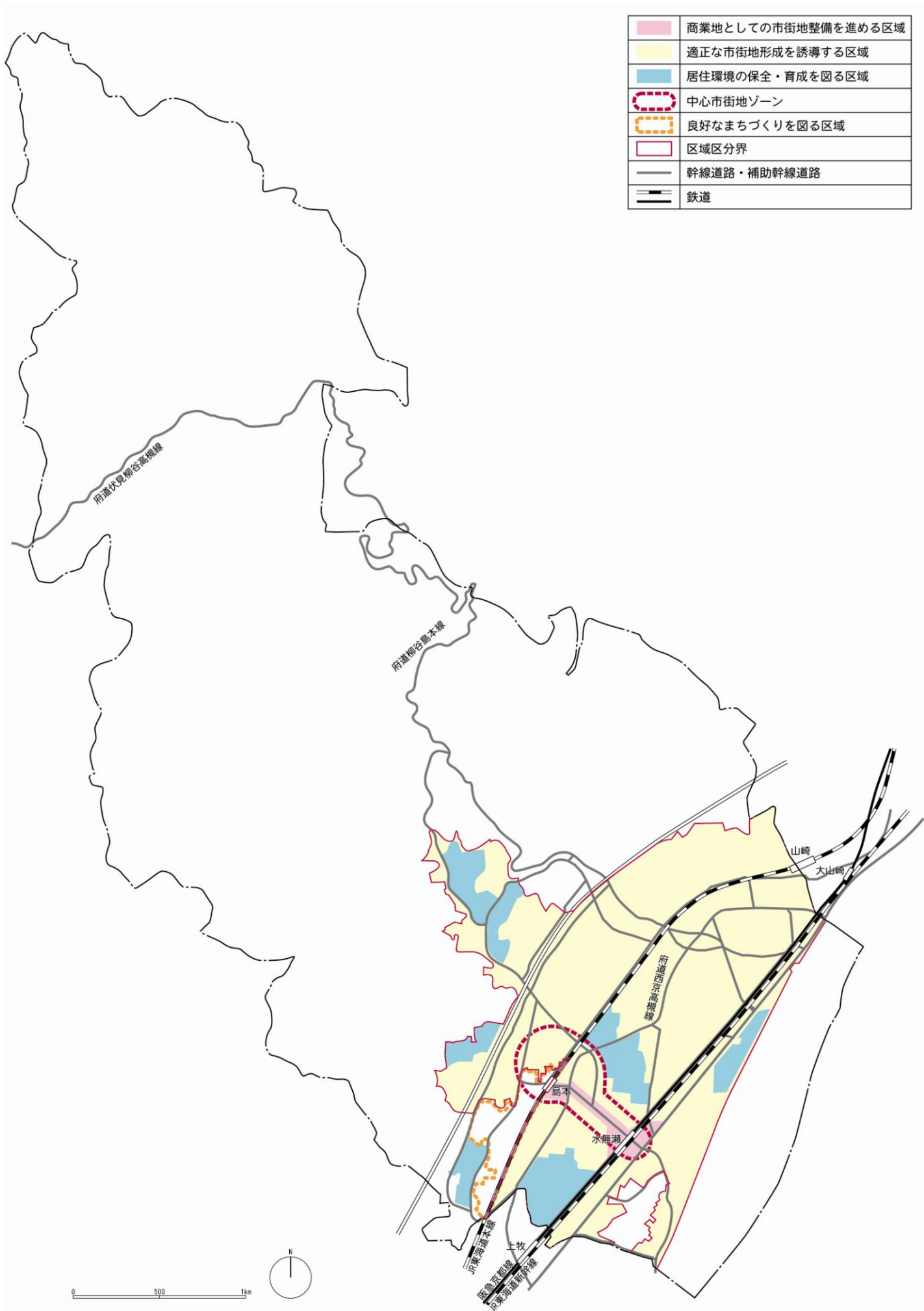


図 市街地整備方針図

3-6 都市防災の方針

(1) 基本方向

- ①緊急時に対応した交通手段の確保
- ②体系的な防災拠点や避難地の整備
- ③建築物や基盤施設などの耐震・不燃化の促進
- ④総合的な取組みによる災害に強い地域づくり

(2) 基本方針

1) 震災・火災対策

- 環状及び南北方向の幹線道路の整備、鉄道駅交通結節点機能の充実など、緊急時に備えて代替となる交通手段の確保を図ります。
- 道路網・鉄道網の寸断時に備えて、緊急用ヘリコプター臨時離発着場としてのオープンスペース※の確保を図ります。
- 島本町地域防災計画に即して、広域からコミュニティレベルまでを想定した防災拠点や避難地などの体系的な整備を推進します。
- 関係機関や事業者と連携し、道路・橋りょうなどの公共施設や公共建築物、ライフライン（電気・ガス・上下水道・情報通信など）の耐震性の強化を推進します。
- 安全な市街地を形成するため、準防火地域※の指定を含め、民間建築物の耐震・不燃化を促進します。
- 公園・緑地などの整備推進とともに、緑化推進などにより緑を増やし、火災に強い市街地の形成に努めます。
- 淀川河川公園については、災害時の舟運による広域的な緊急物資輸送拠点として、その機能の充実を促進します。
- 災害時の断水などに対応するため、災害用マンホールトイレの設置に努めます。

2) 治水対策

- 集中豪雨による市街地の浸水を防止するため、関係機関と連携を図り、水路の整備及び維持・管理に努めます。
- 水無瀬川については、本町のシンボリックな河川であり、その改修及び上流部の土砂流出防止対策を大阪府に要請するとともに、堤防、河川敷などを活用した親水空間の整備を国及び大阪府と協力して推進します。
- 防災上重要なため池を中心に点検を実施し、必要な改修を進めます。

3) その他

- 山間部では、土砂災害対策として、森林の保全や治山・砂防事業などを促進するとともに、必要に応じて、宅地造成や建築行為の規制・誘導を図ります。
- ハザードマップ※などを活用した情報の周知と啓発に努めるとともに、地域単位における自主的な防災組織の組織化や防災活動などを促進します。

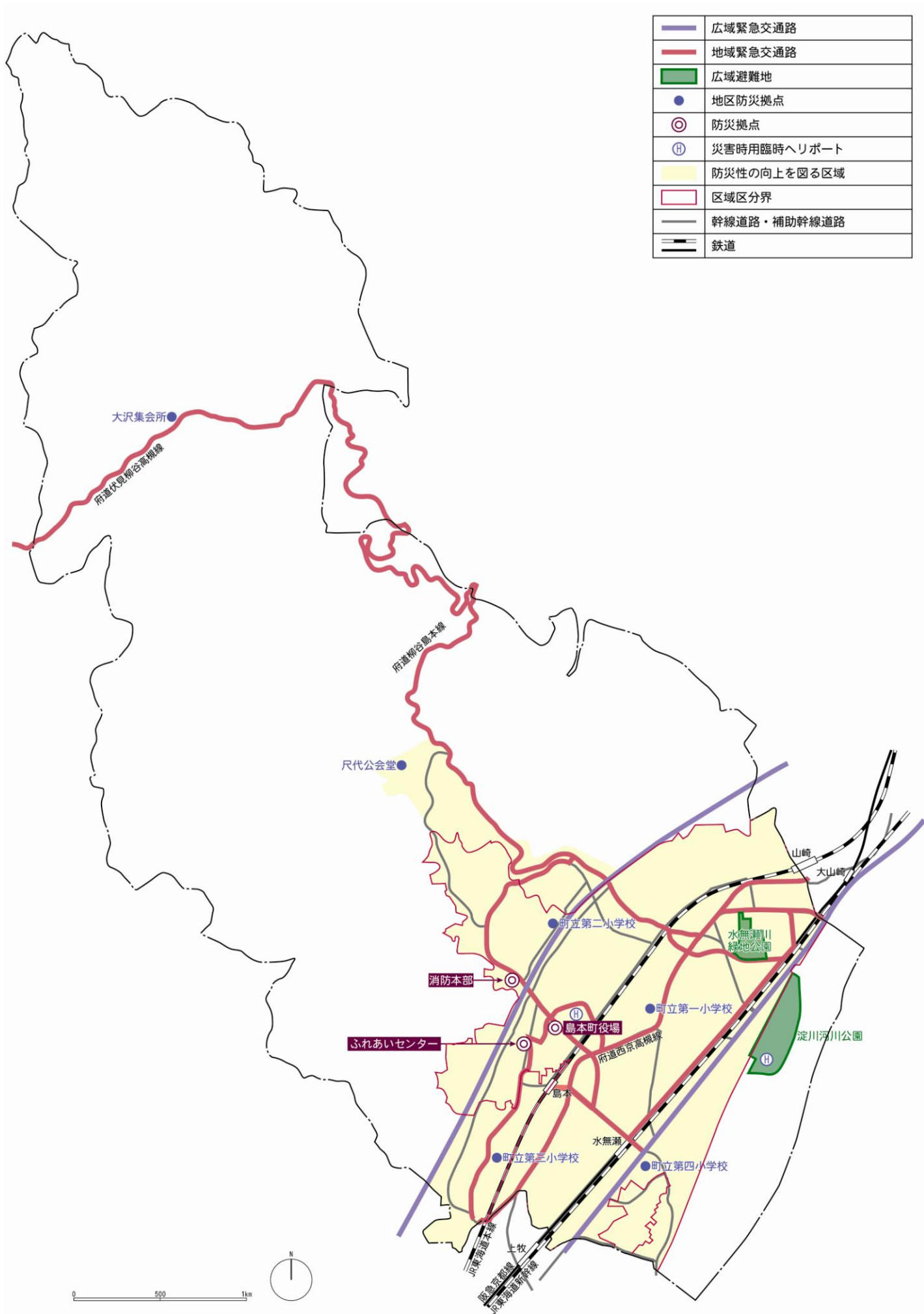


図 都市防災方針図

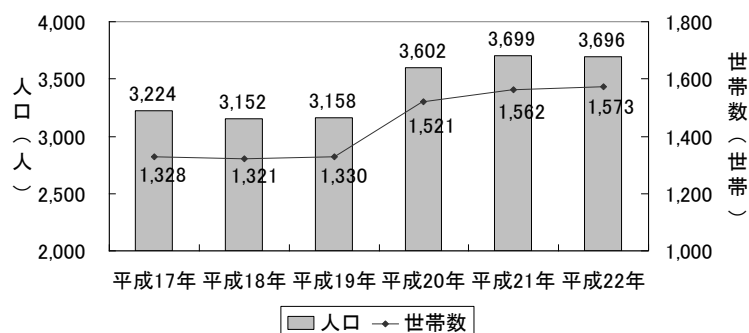
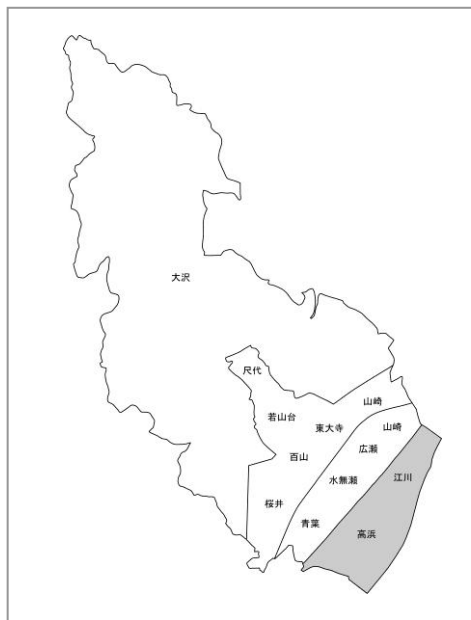
第 2 章 地域別構想

1 地域の区分

地域別構想は、全体構想で示した方針を受けて、地域別のまちづくりの方針を定めるものです。地域の区分は生活圏、市街地条件、分断要素（道路、鉄道等）、地域の一体性やまとまり、島本町総合計画のブロック区分などを考慮した上で、次の4地域に区分しました。



1 江川・高浜地域



《特性》

- 水と緑を感じることができる
- ・地域の東側に淀川があり、沿川には淀川河川公園が整備されています。
 - ・地域の南側には旧来からの市街地とともに農地が広がっています。
- 生活の拠点となる商業施設がある
- ・国道 171 号の沿道には阪急水無瀬駅周辺を中心に商業施設が点在しています。

- 安全・安心な歩行環境が求められている
 - ・国道 171 号は、交通量が非常に多く、地域を分断する要素となっています。
 - ・旧来からの市街地では細街路が多く、安全性の向上が求められています。
- 安全・安心な生活環境が求められている
 - ・木津川、宇治川、桂川の三川合流地点に近接しており、水量が集中しやすい場所となっています。
 - ・近年市街化区域に編入された地域では、公共下水道が未整備となっています。
- 産業系の地区で宅地化が進行している
 - ・江川二丁目の工場集積地では、工場跡地が大規模な共同住宅に転用されており、周辺のまちなみとの調和を基調にした土地利用のあり方が求められています。

- ・国道 171 号沿道は、現在準工業地域に指定されていますが、商業・サービス機能や住宅の立地が進んでおり、土地利用の混在が見られます。

（２）まちづくりの目標

水と緑のある安全でゆとりのあるまちづくり

（３）まちづくりの方針

○水と緑が感じられるゆとりのあるまちづくり

- ・旧来からの市街地は、適切な宅地化を誘導するとともに、隣接する農地は営農を継続しやすい環境づくりに努め、農と調和したゆとりあるまちづくりに努めます。
- ・淀川河川公園については、淀川の開放感や四季の移ろいを感じられる日常的な空間として活用を図るとともに、住民が愛着を持って利用できるよう、住民とともに維持管理の促進に努めます。
- ・江川一丁目の府営住宅については府との連携や、居住者との協働により、美化・緑化など居住環境の保全の促進に努めます。

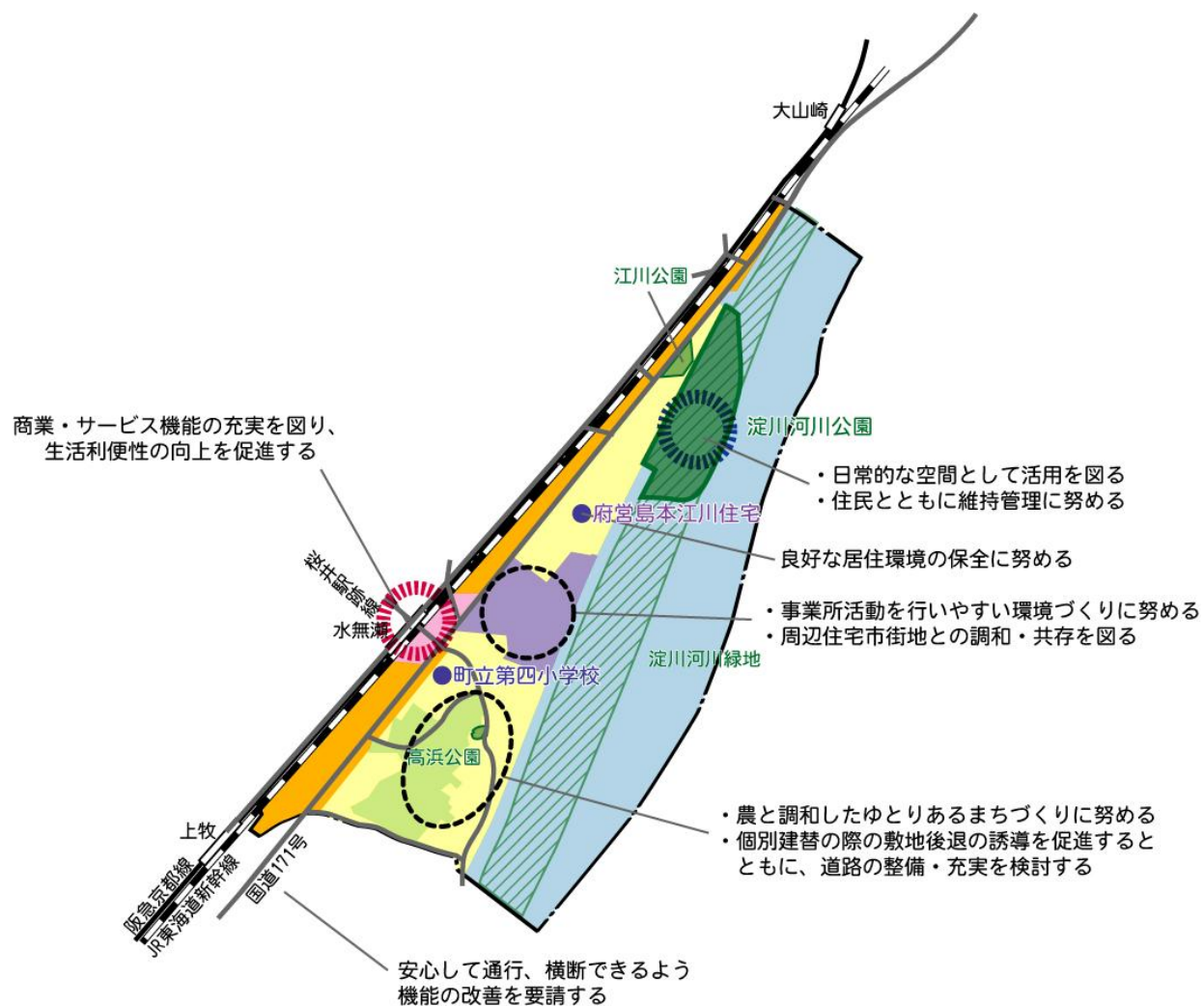
○安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・国道 171 号については、車両だけでなく歩行者も安心して通行、横断できるよう、今後もその機能の改善を要請します。
- ・細街路が多い旧来からの市街地は、生活道路を安全に通行でき、災害時や緊急時にも円滑に通行できるよう、個別建替の際の敷地後退の誘導を促進するとともに、道路の整備・充実を検討します。
- ・水害に対しては、地域の防災意識向上や自主防災組織の育成、活動支援を通じて地域防災力の向上に努めます。
- ・犯罪に対しては防犯灯の設置などとともに、住民、関連機関と連携して見守り活動を実施するなど防犯活動を推進します。
- ・地域内にある公共下水道未整備区域については、安全で快適な生活環境が形成できるよう、引き続き下水道整備を推進します。

○産業・商業空間と住空間が調和した快適なまちづくり

- ・江川二丁目にある既存産業施設は、本町の貴重な産業系地区として、事業所活動を行いやすい環境づくりに努めるとともに、周辺住宅市街地との調和・共存を図るため、環境保全や景観形成、緑化などの取組みを促進します。
- ・国道 171 号沿道地区については、沿道サービス施設や住宅の立地が進んでいることから、沿道系地区として生活利便機能の誘導・充実を検討します。

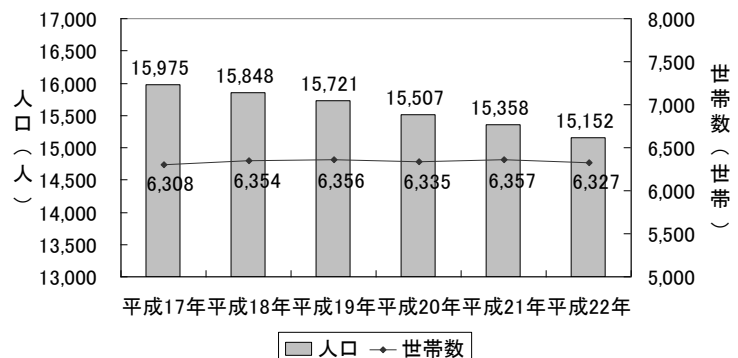
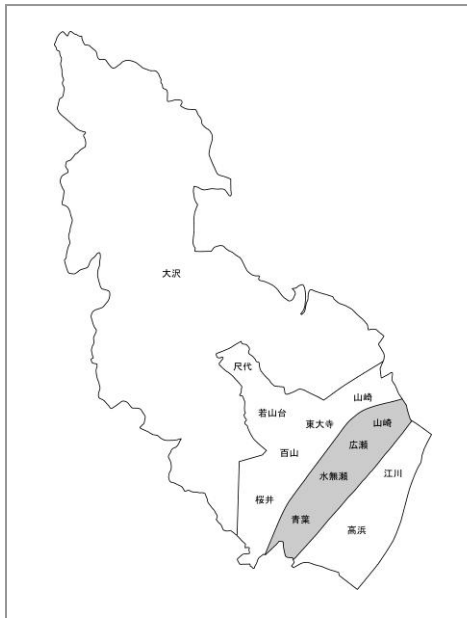
- ・阪急水無瀬駅周辺については、空き店舗の解消に取り組むなど、日常生活の拠点として商業・サービス機能の充実を図り、生活利便性の向上を促進します。また、そのために住民、事業者とともに利用促進にも努めます。



	商業系地区		公共公益系地区
	沿道系地区		自然環境保全地区（森林）
	産業系地区		自然環境保全地区（水辺）
	住居系地区		緑と調和した環境形成地区
	商業サービス拠点		スポーツ・レクリエーション拠点
	幹線道路・補助幹線道路		鉄道

図 地域別構想図

2 青葉・水無瀬・広瀬・山崎地域



(1) 地域の概況

《特性》

- 生活の拠点となる商業施設がある
 - ・J R 島本駅と阪急水無瀬駅の間には日常品を中心とした商業施設が点在しています。
- 歴史文化や自然を感じることができる
 - ・地域内には史跡桜井駅跡、旧西国街道（府道西京高槻線）、水無瀬神宮、町立歴史文化資料館など歴史文化資源が比較的多くあります。
 - ・地域の北部に水無瀬川があり、沿川には水無瀬川緑地公園が整備されています。
- 基盤の整った良好な住宅地が広がっている
 - ・広瀬五丁目周辺や青葉二丁目周辺には、基盤の整った良好な低層の住宅地が広がっています。

《課題》

- 歴史文化資源の活用が求められている
 - ・史跡桜井駅跡や水無瀬神宮など歴史文化資源が多くありますが、地域資源として観光などへのより一層の活用が求められています。
 - ・旧西国街道（府道西京高槻線）は旧街道としての面影がありますが、道路、沿道ともに昔ながらの景観が失われつつあります。
- 安全・安心な生活空間が求められている
 - ・旧来からの市街地（広瀬）では細街路が多く、安全性の向上が求められています。
 - ・旧西国街道（府道西京高槻線）は多様な交通手段が集中しており、安全・安心な道路

環境になっていません。

- ・水無瀬川下流部には浸水想定区域が広がっています。また、山崎ポンプ場の老朽化が進んでいます。
 - ・町立プールの老朽化が進んでいます。
- 産業系の地区で宅地化が進行している
- ・山崎一丁目、山崎二丁目は、現在準工業地域に指定されていますが、住宅などの立地などが進んでおり、土地利用の混在が見られます。

（２）まちづくりの目標

魅力的でにぎわいのあるまちづくり

（３）まちづくりの方針

○にぎわいのあるまちづくり

- ・阪急水無瀬駅周辺とＪＲ島本駅周辺及びそれらを結ぶ沿道一帯を日常の買物の拠点として、商業・サービスなどの都市機能の充実、観光資源を活用したにぎわいの創出、美しい景観形成を図り、魅力ある中心市街地を形成します。また、中心市街地として住民が集い、にぎわうまちづくりを推進します。

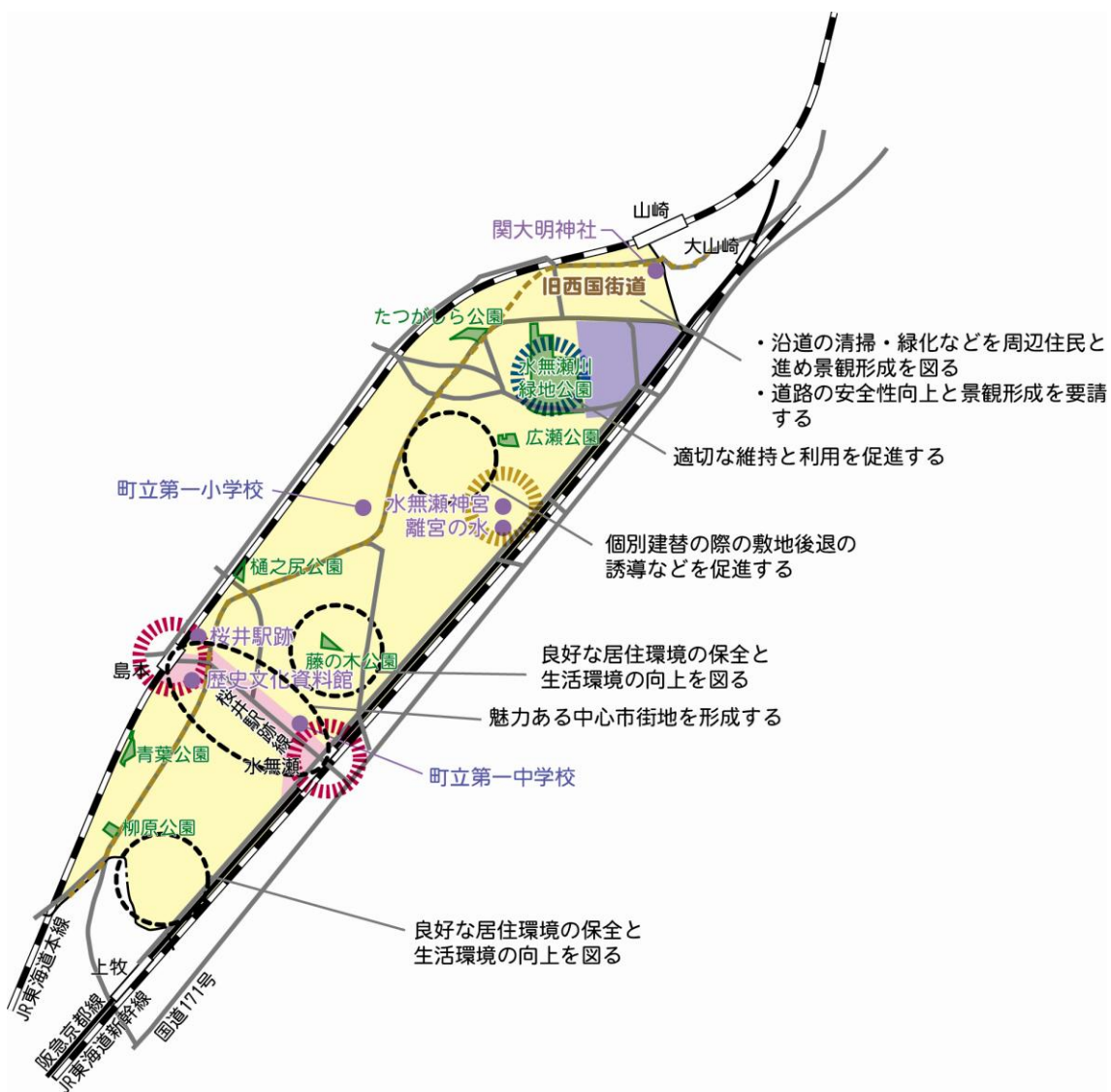
○魅力的で良好な居住環境づくり

- ・地域内には旧西国街道（府道西京高槻線）や史跡桜井駅跡、水無瀬神宮などの歴史・文化遺産が数多くあり、地域住民が日常的に地域の歴史・文化遺産の再発見と郷土愛を深められるよう、保全・活用を推進します。合わせて歴史的資源と調和した市街地景観の形成に努めます。
- ・旧西国街道（府道西京高槻線）については、街道風情の残る空間として、沿道の清掃・緑化などを周辺住民と進め景観形成を図るとともに、歩車が共存できる道路の整備、電柱の整理統合など、道路施設の安全性の向上と景観形成を要請します。
- ・水無瀬川と水無瀬川緑地公園は、身近にうらおいを感じられる空間として、また町内のスポーツ・レクリエーション活動の貴重な空間として、適切な維持と利用を促進していきます。あわせて町立プールについては老朽化しているため、適切な維持管理に努めるとともに、今後のあり方についても検討します。
- ・広瀬五丁目周辺や青葉二丁目周辺をはじめとする基盤の整った良好な住宅地については、現在の良好な居住環境を保全し、住民による美化・緑化活動などの推進により生活環境の向上を図ります。
- ・山崎一丁目、山崎二丁目については、住宅の立地が進んでいることから、住居系地区として用途地域の変更や地区計画の活用などにより、良好な住環境の形成に努め

ます。

○安全・安心に暮らせるまちづくり

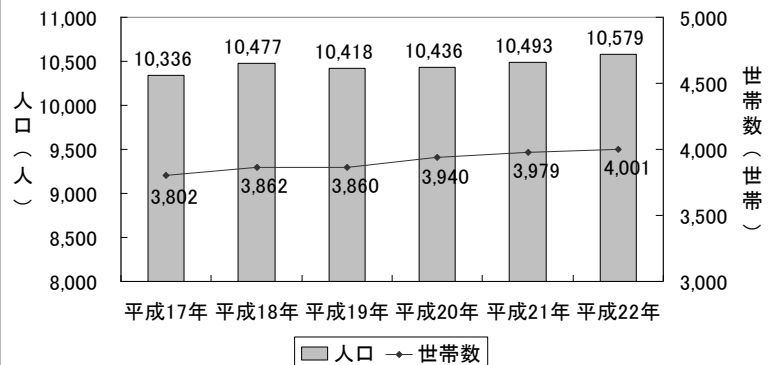
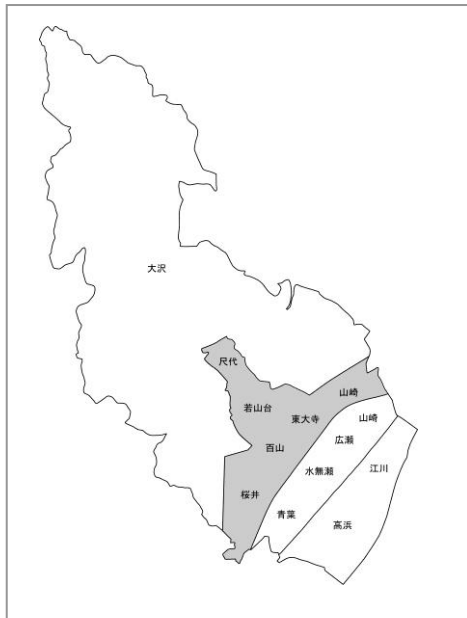
- ・細街路が多い旧来からの市街地（広瀬）などは、住民が日常的に生活道路を安全に通行でき、災害時や緊急時に円滑に通行できるよう、個別建替の際の敷地後退の誘導などを促進します。
- ・水無瀬川については、その改修及び上流部の土砂流出防止対策を大阪府に要請します。また、山崎ポンプ場の長寿命化を図るため改修を行います。
- ・幹線道路については、道路ネットワークの形成を推進します。なお、都市計画道路については、事業化の実現性が低いことから路線を廃止します。また、既存の道路網を活用して機能を代替するため、現道の部分的な拡幅の要請や周辺道路の交通安全対策などに住民とともに取り組みます。
- ・犯罪に対しては防犯灯の設置などとともに、住民、関連機関と連携して見守り活動を実施するなど防犯活動を推進します。



	商業系地区		公共公益系地区
	沿道系地区		自然環境保全地区（森林）
	産業系地区		自然環境保全地区（水辺）
	住居系地区		緑と調和した環境形成地区
	商業サービス拠点		スポーツ・レクリエーション拠点
	歴史・文化拠点		幹線道路・補助幹線道路
	鉄道		

図 地域別構想図

3 桜井・百山・東大寺・山崎・若山台・尺代地域



(1) 地域の概況

《特性》

- 行政・文化施設、研究施設等が集まっている
 - ・地域の中央部には町役場やふれあいセンター、町立体育館など行政・文化施設が多くあります。
 - ・町役場の周辺には研究施設や工場も集積しています。
- 自然や農業を身近に感じることができる
 - ・水無瀬川や里山に囲まれています。
 - ・J R 沿線には農地が多く、特に島本駅西側の市街化調整区域にはまとまった農地が存在しています。

《課題》

- J R 島本駅西地区周辺や町有地などの有効利用が求められている
 - ・平成 20 年に J R 島本駅が開業しており、駅前にふさわしい土地利用や基盤整備が求められています。
 - ・若山台一丁目の雨水流量暫定調整池などの町有地や山間部の未利用地について、その土地の有効活用が求められています。
- 住宅団地の適切な維持管理・更新が求められている
 - ・地域西部の若山台一丁目、二丁目には主に昭和 40 年代から 50 年代にかけて造成された住宅団地が広がっており、居住者の高齢化や建物の老朽化が進んでいます。

○安全・安心な生活空間が求められている

- ・一部の住宅市街地では急傾斜地崩壊危険箇所※が点在しており、土砂災害等の危険性が高い地域があります。
- ・尺代については、市街地とのアクセス道路が限定されており、沿道には急傾斜地崩壊危険箇所があることから、緊急時に対応した道路が十分に確保されていません。
- ・公共下水道が未整備となっている区域があります。

(2) まちづくりの目標

自然と調和した活力のあるまちづくり

(3) まちづくりの方針

○活力のあるまちづくり

- ・J R 島本駅西地区周辺については、土地利用の動向や地権者、住民の意向を踏まえ、都市基盤の整備と合わせて、駅前地区にふさわしい商業・サービスや住宅などのほか、学術・研究・医療・健康など公共公益的機能の導入も検討し、都市機能を充実・強化します。また、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進します。
- ・町役場周辺の行政施設については、その機能の充実を図り、住民が集まり、利用しやすい公共公益拠点として活力ある空間づくりに努めます。
- ・町役場周辺には、研究施設や工場も集積していることから、用途地域の見直しも含め産業の拠点として研究施設などの集積を促進します。
- ・若山台一丁目の雨水流量暫定調整池については、災害に対する安全性を確保し機能廃止した後、住環境との調和を図りつつ、産業振興や雇用創出、地域活性化の観点も含め有効な土地利用を検討します。
- ・採石場跡地などの未利用地については、「島本水の文化園構想」の趣旨を踏まえ、スポーツ・レクリエーション施設をはじめ、政策課題に対応した様々な活用方法を検討します。

○緑と住空間が調和したゆとりのあるまちづくり

- ・水無瀬川や里山に囲まれた身近に自然を感じられる空間として、自然環境の保全や活用を推進します。
- ・尺代周辺については、農地や周辺自然環境の保全・活用を促進するとともに、景観や環境の向上など居住空間と調和した良好な環境づくりに努めます。
- ・東大寺二丁目、山崎四丁目周辺の住宅地では、現在の良好な居住環境を保全し、住民による美化・緑化活動などを推進することにより生活環境の向上を図ります。

○安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・若山台一丁目、二丁目の住宅団地については、住民のコミュニティ活動の支援などにより適切な施設の維持管理を促進し、安心して住み続けられる環境づくりに努めます。
- ・住宅市街地周辺に点在している急傾斜地崩壊危険箇所について、土砂災害対策を推進します。また、自助、共助の力を高めながら、地域防災力の向上を図ります。
- ・尺代については、緊急時だけでなく日常も安心して市街地に行けるよう道路環境の改善などアクセス性を高め、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ・犯罪に対しては防犯灯の設置などとともに、住民、関連機関と連携して見守り活動を実施するなど防犯活動を推進します。
- ・地域内にある公共下水道未整備区域については、安全で快適な生活環境が形成できるよう、引き続き下水道整備を推進します。

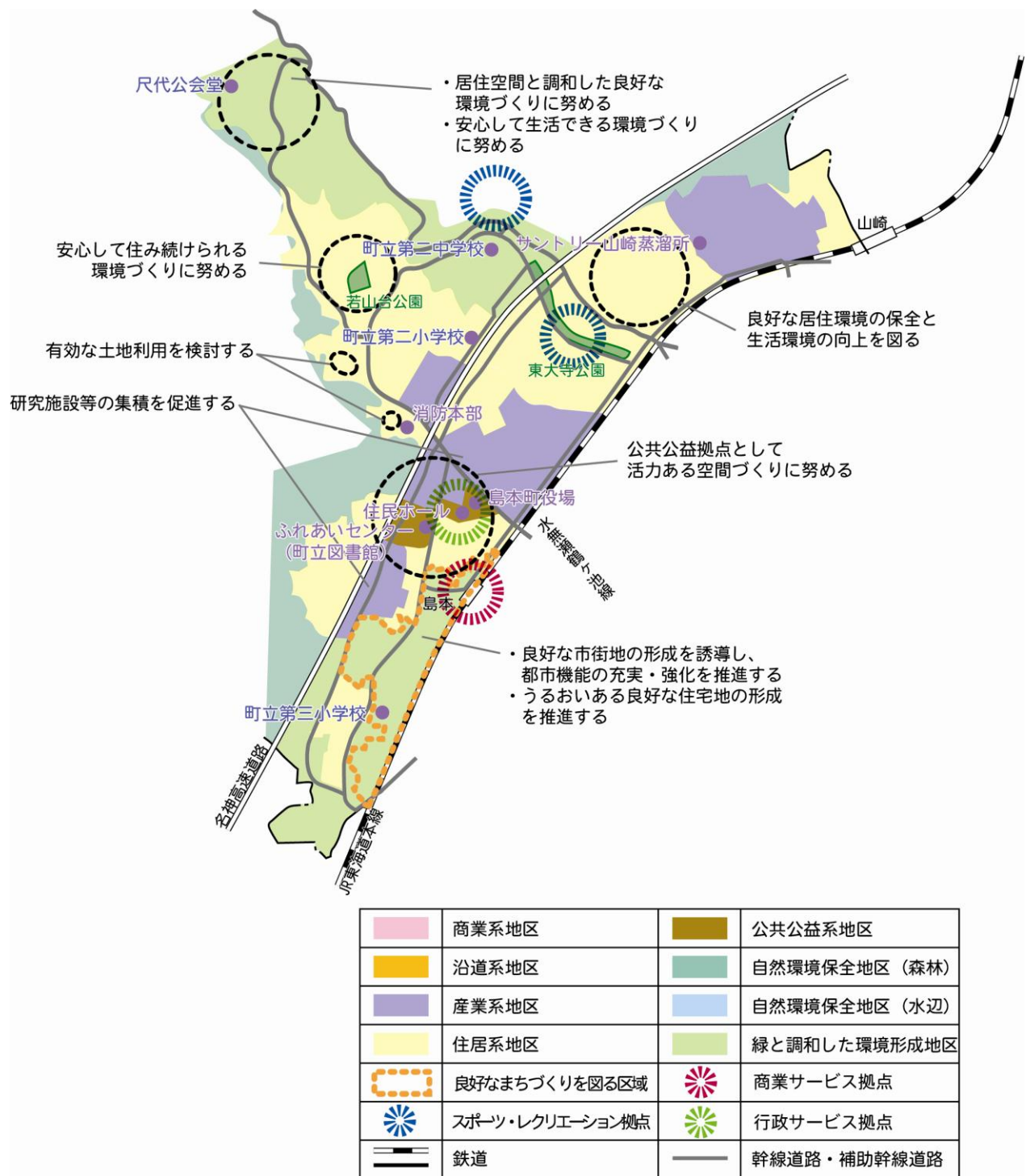
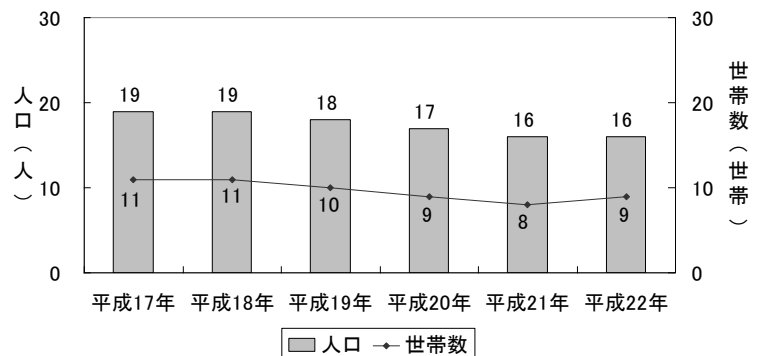
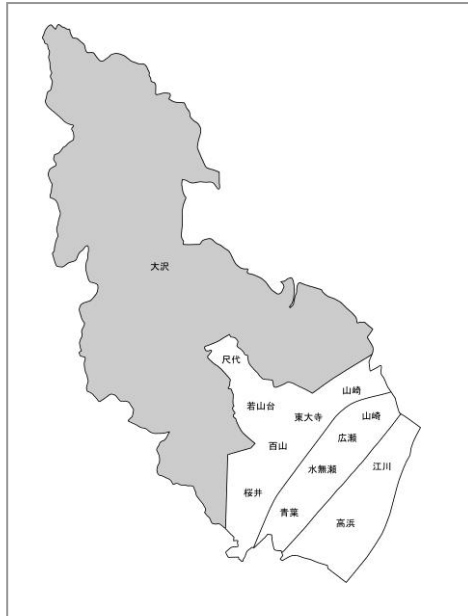


図 地域別構想図

4 大沢地域



(1) 地域の概況

《特性》

○豊かな自然環境が広がっている

- ・ほぼ全域を山林が占めています。
- ・地域北部の釈迦岳は町内でもっとも標高の高い山（標高 631.4m）で、水無瀬川の最上流地となっています。
- ・若山神社の周辺のシイ、カシの天然林は大阪府の自然環境保全地域に指定されており、若山神社のツブラジイ林や大沢のすぎは府天然記念物に指定されています。

○レクリエーション施設がある

- ・大沢の集落地近くには、町立キャンプ場が立地しており、豊かな自然環境に囲まれたレクリエーション施設となっています。
- ・地域内にはおおさか環状自然歩道[※]、太閤道ハイキングコースなども設定されています。

《課題》

○安全・安心な生活空間が求められている

- ・大沢の集落地は急傾斜地崩壊危険箇所となっており、周辺は土砂災害特別警戒区域[※]に指定されています。
- ・本町の市街地へのアクセス道路も狭あいな部分が多くなっており、また、沿道は土砂災害特別警戒区域が指定されています。

○自然環境の保全・活用が求められている

- ・豊かな自然環境を感じられるよう、自然に触れ合いやすい環境づくりに取り組むとともに、自然の保全活動にも取り組むことが求められています。
- ・採石場跡地などの未利用地の有効活用が求められています。

(2) まちづくりの目標

自然に抱かれた支えあいのあるまちづくり

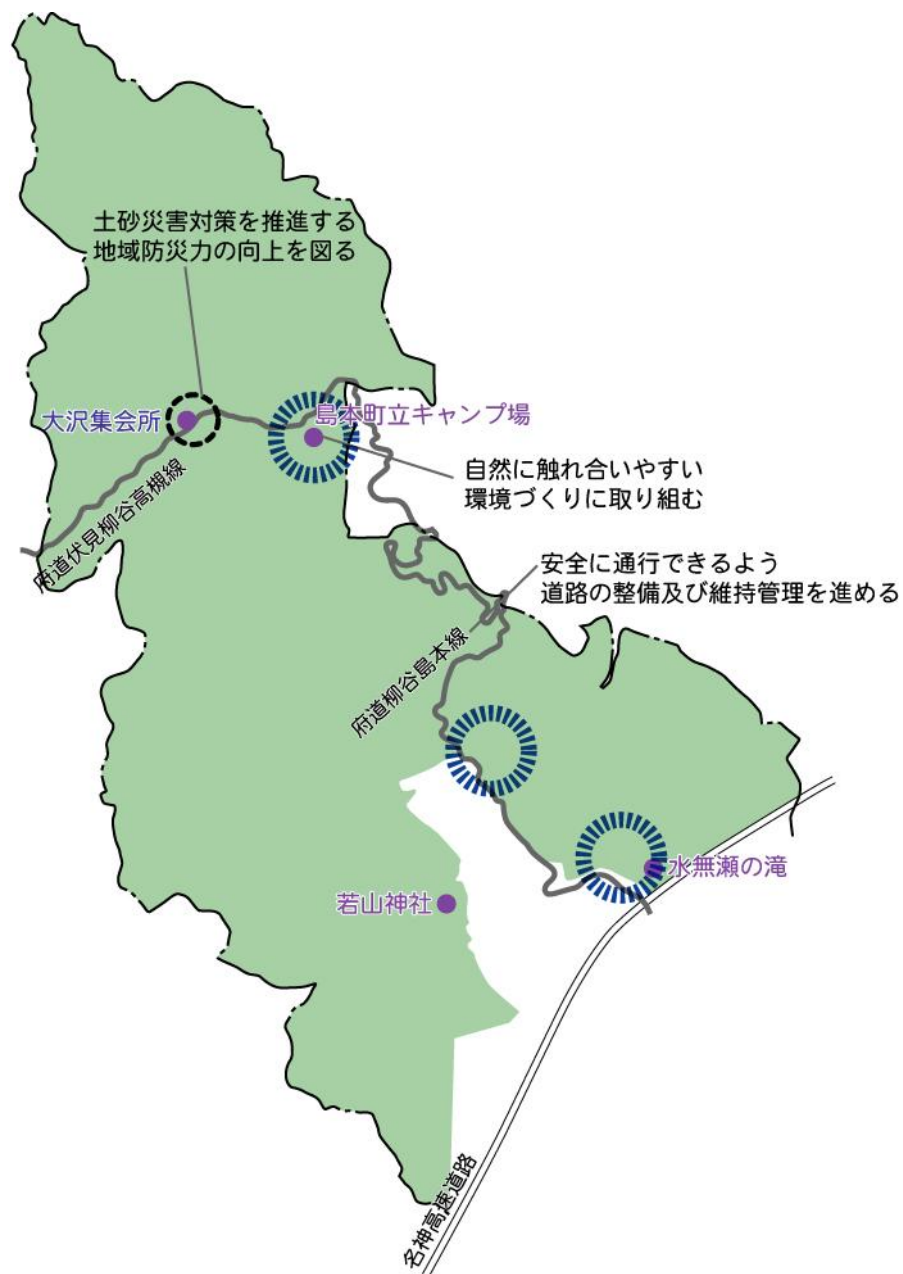
(3) まちづくりの方針

○安全・安心に支えあって暮らせるまちづくり

- ・大沢の集落地は周辺が急傾斜地危険地域に指定されていることから、土砂災害対策を促進します。また、自助、共助の力を高めながら、地域防災力の向上を図ります。
- ・市街地へのアクセスルートである府道伏見柳谷高槻線は、安全に通行できるように道路の整備及び維持管理を促進します。
- ・大沢から市街地へのアクセスは、他市を通る必要があるため、近隣市との広域的な連携体制の強化に努めます。

○豊かな自然を生かしたまちづくり

- ・地域内の豊かな自然を感じられるよう、町立キャンプ場の維持管理・活用を行うとともに、関係機関と連携し、おおさか環状自然歩道、太閤道などのハイキングコースの整備・維持・活用を行うなど、自然に触れ合いやすい環境づくりに取り組みます。
- ・地域の大半を占める山林は、自然とのふれあいや動植物の生息、水源涵養機能^{*}、二酸化炭素の吸収源など多様な機能を有しているため、住民、企業と協働で保全活動に取り組みます。
- ・採石場跡地などの未利用地については、「島本水の文化園構想」の趣旨を踏まえ、スポーツ・レクリエーション施設をはじめ、政策課題に対応した様々な活用方法を検討します。



	商業系地区		公共公益系地区
	沿道系地区		自然環境保全地区（森林）
	産業系地区		自然環境保全地区（水辺）
	住居系地区		緑と調和した環境形成地区
	スポーツ・レクリエーション拠点		幹線道路・補助幹線道路
	鉄道		

図 地域別構想図

參考資料

島本町都市計画審議会委員名簿

◎会長 ○職務代理 (敬称略・50 音順)

氏 名	役 職 名 (就任中のもの)
伊集院 春美	町議会議員
岩井 長信	J R 島本駅西地区まちづくり協議会会長
岩田 敦男	青葉会会長
大西 義雄	島本町農業委員会会長
岡本 博雅	島本町商工会会長
落合 勲	島本町自治会長連絡協議会会長
川嶋 玲子	町議会議員
河野 恵子	町議会議員
木田 博明	連合島本地区連絡会代表
小竹 斎	高槻警察署署長
◎榊原 和彦	大阪産業大学デザイン工学部教授
菅 俊勝	町議会議員
西村 惇	元大阪市建設局理事
濱田 悌	島本町社会福祉協議会会長
平野 かおる	町議会議員
○松本 雅夫	島本町人権啓発施策審議会会長
三枝 教男	大阪保育福祉専門学校総務主事
渡瀬 潔司	島本町住民委員会委員長

異動などにより途中で退任された委員

氏 名	役 職 名 (就任中のもの)
池田 潤	青葉会会長

改訂作業経過

経 過		
【基礎調査】※第四次総合計画策定時のものを活用		
平成 20 年 6 月中旬 ～ 平成 20 年 7 月 7 日		
町内在住の 18 歳以上の住民 3,000 人を対象に住民アンケート調査を実施		
【改訂作業】		
平成 21 年 9 月	～ 平成 22 年 3 月	基本構想素案作成
平成 22 年 4 月	～ 平成 23 年 7 月	地域別構想素案作成
平成 23 年 8 月 21 日		島本町都市計画審議会 (報告)
平成 23 年 10 月 15 日	～ 平成 23 年 11 月 14 日	素案へのパブリックコメント募集
平成 24 年 2 月 23 日		島本町都市計画審議会 (報告)
平成 24 年 3 月 1 日	～ 平成 24 年 4 月 2 日	案へのパブリックコメント募集
平成 24 年 5 月 10 日		島本町都市計画審議会 (付議)
平成 24 年 5 月 21 日		島本町都市計画審議会 (答申)

島本町都市計画審議会への諮問

議 第 2 6 号
島 政 政 第 7 7 号
平成24年 5 月 1 0 日

島本町都市計画審議会会長
榑 原 和 彦 様

島本町長 川 口 裕

島本町都市計画マスタープランの改訂に関する意見について（付議）

島本町都市計画マスタープランを別紙のとおり改訂することについて、貴審議会の意見を求めます。

島本町都市計画審議会からの答申

平成24年 5 月 21日

島本町長

川 口 裕 様

島本町都市計画審議会

会長 榊 原 和 彦

島本町都市計画マスタープランの改訂に関する意見について（答申）

平成24年5月10日付け議第26号で付議された島本町都市計画マスタープランの改訂に関する意見について、慎重に審議を重ねた結果、概ねその改訂内容を妥当なものとして認め、次のとおり意見を付して答申する。

記

付帯意見

1. 都市計画道路の廃止にあたっては、その防災機能や交通安全機能などに配慮し、現道の部分的な拡幅や交通安全対策などについて、関係機関とともに積極的に取り組み、「安全・安心なまちづくり」の推進に努められたい。
2. JR島本駅西地区については、本町の新たな玄関口となる重要な地区であり、地権者、住民の意向を十分に取り入れ、農地の保全活用にも配慮しながら、都市機能を充実強化し、秩序あるまちづくりの推進に努められたい。
3. 本マスタープランに基づき事業を実施するにあたり、関係者と十分協議・調整を図るとともに、住民に対して丁寧な説明を行うよう努められたい。

以上

用語解説

区分	用語	解説
あ行	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称。
	おおさか環状自然歩道	大阪府が整備を進めている自然遊歩道。北摂・金剛生駒・和泉葛城の三山系で府域を環状に結ぶように計画されており、島本町内も通っている。
か行	急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れが発生する恐れがある急傾斜地のことで、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所のことをいう。
	近郊緑地保全区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定に基づき、近郊整備地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化のおそれ大きい地域で、その防止効果があるなど一定の要件に該当する区域を保全するため、内閣総理大臣が指定する区域のこと。当該区域内での建築物の建築など一定の行為については、知事への届出が必要となる。
	景観法	良好な景観の形成促進を目的として、平成17年6月に全面施行された法律。景観行政団体による景観計画の作成、景観計画区域や景観重要建造物の指定、景観地区の指定などが盛り込まれている。
	コミュニティ	地域社会、共同生活体などと訳される。住民が自主性と責任に基づいて、帰属意識や住民相互に連帯意識が見られる生活共同体のことをいう。
さ行	細街路	幅員4m未満の道路のこと。
	砂防指定地	大雨などで山の斜面の崩壊や溪流内の不安定な土砂が流出することにより起こる土砂災害を防止するために、国が指定した土地のこと。この土地においては、土地の掘削、盛土などの行為が制限される。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

区分	用語	解説
	市街化調整区域	都市計画の区域内で、市街化を抑制すべき区域のこと。
	市街地開発事業	面的な広がりのある区域について、市街地として都市施設と宅地、建築物等を一体的・総合的に整備する手法。 都市計画法では、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、防災街区整備事業の7つが定められている。
	島本水の文化園構想	「ふるさと創生事業」の一環として、「水」「緑」「歴史」をテーマに、淀川河川公園から尺代上流までの水無瀬川流域を中心として、その周辺のネットワークを整備する事業。整備は、平成2年度から始まり、植栽や護岸の整備、ネットワーク道路などを進めている。
	集約型都市	中心市街地や駅周辺等を、都市機能の集約を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、都市内の他の拠点と公共交通で結ぶことで過度に車に依存せずに暮らせる都市構造。
	準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域。準防火地域内の建築物については、一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること、木造建築物は、延焼のおそれのある部分を防火構造とすること、などの制限がかかる。
	水源涵養機能	森林の土壌があることにより、降水が貯留され、洪水が緩和される機能。また、森林の土壌により雨水が浄化される機能。
	整備、開発又は保全の方針	都市計画の法定マスタープランの一つで、線引き（市街化区域及び市街化調整区域の区域区分）とあわせて定められる。島本町では「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が大阪府により定められている。

区分	用語	解説
た行	地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用、マスタープランの実現を図るもの。用途地域、特別用途地区などに大別される。
	地区計画	比較的小規模の地区を対象に、生活道路、小公園等の地区施設、きめ細かな土地利用や建築物の形態等を住民の合意に基づいて一体的に定める計画。
	都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発又は保全する必要がある区域のこと。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から生命と身体を保護するため、土砂災害防止法に基づき指定された区域。区域内では、建築物の構造規制などの制限がかかる。
な行	ネットワーク	網状につながって相互に連携・交流等が行われている状態のこと。
は行	ハザードマップ	洪水時の破堤、氾濫などの水害発生時や地震発生時に、住民が迅速かつ的確に避難できるよう、避難場所や避難経路などの各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。
	バリアフリー	障害者・高齢者などが行動・生活する上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁のほか、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁を除去する意味でも用いられる。
	歩車共存型の道路	車の通行だけを主眼においた道路ではなく、車と歩行者が共存できる道路で、路側帯のカラー舗装や減速を促す道路施設の設置することで歩行者も安心して通行できるようになっている。

区分	用語	解説
ま行	緑の基本計画	都市計画の法定マスタープラン（都市緑地法）の一つで、緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画。
	面的整備事業	事業主体（官民）や事業手法（市街地開発事業、開発行為等）の如何を問わず、一団の土地において行われる道路等の都市基盤施設と宅地及び建築物等の一体的な整備のこと。
や行	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて用途別に分類される 1 2 種類の都市計画の総称のこと。用途地域ごとに、建築物の用途や容積率、建ぺい率などの制限が定められている。

島本町都市計画マスタープラン

平成 24 年 6 月

島本町 総合政策部 政策推進課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号

TEL : 075-962-5411 FAX : 075-962-0385

